第４節　執行体制の強化（第６章関連）

1　農地・農業用施設の災害復旧にかかる都道府県等職員の派遣について（依頼）

農 建 第 ８１ 号
平成 23 年 5 月 17 日

農林水産省農村振興局長　様

岩手県農林水産部長
（公　印　省　略）

農地・農業用施設の災害復旧にかかる都道府県等職員の派遣について（依頼）

東日本大震災による甚大かつ広範に亘る被災の状況に鑑み、本県における農地・農業用施設の災害復旧を迅速かつ効果的に進めるため、農業土木技術を有する貴省職員のご支援を賜りますとともに、都道府県職員の派遣についても調整をお願いしたく、下記のとおり要請します。

記

1　対象地域
（1）　岩手県沿岸地域
大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市及び岩泉町
（2）　岩手県内陸地域
一関市
2　要請期間
平成 23 年 6 月下旬～平成 24 年 3 月上旬
3　支援の概要
別添「他県等職員による災害復旧応援について」のとおり

担当者：農村建設課（水利整備・管理担当）
担当課長　　佐々木　忍
TEL019-629-5680　Fax019-629-5694
E-mail：

他県等職員による災害復旧応援について

H23. 5. 12 岩手県農林水産部

〔趣　旨〕
今回の甚大かつ広範に亘る災害の状況に鑑み、「農地農業用施設災害復旧事業」を迅速かつ効果的に導入するため、他県等の職員の応援を得ながら、“査定設計書”の作成事務等を円滑に行おうとするもの。

〔応援の概要〕
1　極めて甚大な被害を受けた沿岸地域においては、市町村要請を踏まえ、県が「災害復旧事業」を実施することから、他県等職員を含む「**災害復旧応援隊（仮称）**」が査定設計書の作成（積算）、実施設計書の作成（変更含）、事業計画書の変更等業務を行う。

2　内陸地域においては、市町村が「災害復旧事業」の事業主体となり、査定設計書を土地連に委託して作成するが、申請件数が相当数に及ぶと想定される場合には、「**災害復旧応援隊（仮称）**」が、県（農村整備室等の現地機関）が行う査定設計書の作成指導・申請前チェック、災害査定に伴う事務処理（査定カード、査定の段取り支援）等を行う。

〔災害復旧応援隊の配置〕

1　応援内容	前述（**下線部**）のとおり
2　応援期間	災害査定、復旧工事期間を睨んで、6 月～10 月若しくは 6 月～3 月（延べ 149 人）⇒　必要に応じて調整
3　班編成	・他県等職員 2～3 名（原則同一県の職員を想定）＋本県職員 1 名の計 3～4 名で 1 班を構成 ・各班 1 クール 2 週間（月曜日～翌週の金曜日）を基本
4　応援対象	・沿岸地域（大船渡農林振興センター、宮古農林振興センター） ・内陸地域（一関農村整備センター）
5　配置計画	下図のとおり（必要に応じて調整）
6　宿泊場所等	宿泊場所は当県で手配（宿泊料は派遣側でのご負担をお願いします） レンタカー（各班 1 台）、ＰＣ（各人 1 台）は当県にて確保

【「災害復旧応援隊（仮称）」の配置計画】

		6月 [5週]			7月 [4週]				8月 [5週]					9月 [4週]				10月 [4週]				11月 [5週]				
一関隊	応援隊				1班	1班	1班	1班		1班	1班			1班				1班				6/20~10/7				
300件	査定件数					60件		240件			240件				240件				240件							
宮古隊	応援隊				1班	1班	2班	2班		2班	2班			2班	1班	1班	1班	1班	1班							
140件	査定件数					60件		240件			240件				240件				240件							
大船渡隊	応援隊				1班	1班	2班	2班		2班	2班			2班	2班	2班	2班	2班	1班							
300件	査定件数					60件		240件			240件				240件				240件							
他県応援の人数				8人	8人	14人	14人		14人	14人			14人	14人	14人	14人	14人	9人	9人	9人	6人					

		12月 [4週]				1月 [5週]				2月 [4週]				3月 [4週]			
宮古隊	応援隊	1班				1班	1班	1班	1班					6/20~3/2			
140件	査定件数																
大船渡隊	応援隊	1班				1班	1班	1班	1班					6/20~3/2			
300件	査定件数																
他県応援の人数		6人				6人	6人	6人	6人					⇒延べ149人			

（1班の滞在は、月曜日～土日を挟んで金曜日までの 12 日間）

上段：応援隊の派遣スケジュール
下段：災害査定スケジュール

一関隊：　他県応援 2 人× 7 班＝ 14 人
宮古隊：　他県応援 3 人×21 班＝ 63 人
大船渡隊：他県応援 3 人×24 班＝ 72 人
} 延べ 149 人

※　宮古隊の対象市町村は、宮古市、山田町、岩泉町
大船渡隊の対象市町村は、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町

〔解　説〕（宮古隊、大船渡隊について）
①　応援の初期段階（第 1 陣、第 2 陣）においては、
1 班体制で災害査定に向けた「査定設計書の作成（積算）」を行う

②　第 3 陣以降、一連の災害査定を了するまでの期間は、
2 班体制で①に加え、「実施設計書の作成」や「事業計画書の変更」を行う

③　一連の災害査定を了して以降は、
1 班体制で「実施設計書の作成」や「事業計画書の変更」、「変更設計書の作成」を行う

2　東日本大震災により被災した農地・農業用施設の災害復旧に係る職員の派遣要請について、御礼

農 建 第　117　号
平成 23 年 6 月 8 日

奈良県農林部長　様

岩手県農林水産部長
（公印省略）

東日本大震災により被災した農地・農業用施設の災害復旧に係る
職員の派遣要請について

この度の東日本大震災においては、本県の被災地域に対し物資の提供など数多くの御支援を賜り深く感謝申し上げます。

さて本県では、今般の災害により多くの農地や農業用施設等が甚大な被害を受けており、地域農業の維持と農業経営の安定を図るため、営農の早期再開に向けた災害復旧事業を迅速かつ効果的に進めることが喫緊の課題となっております。

このため本県では、内陸部から沿岸部に職員を配置するなど、体制の強化に努めておりますが、膨大な災害復旧業務を本県職員のみでは対応しきれないことから、農林水産省において貴県職員の派遣について調整いただいたところです。

つきましては、本県の実情を御賢察のうえ、下記により貴県職員を派遣いただき、御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1　派遣等の方法	貴県による公務出張
2　派遣期間	平成 23 年 7 月 4 日～平成 23 年 7 月 15 日
3　派遣人員	2 人
4　主な従事業務	査定設計書の作成指導、災害査定に伴う事務処理等
5　勤務場所	岩手県県南広域振興局一関農村整備センター（一関市内）

担当者：農村建設課（水利整備・管理担当）
担当課長　　佐々木　忍
℡019-629-5680　Fax019-629-5694
E-mail:

拝啓　このたびは東日本大震災による本県の災害復旧対策の推進に際しまして、貴県職員の派遣を賜り、心より御礼申し上げます。

派遣期間中は、本来、本県職員が行わなければならない災害復旧事業の導入に向けた査定設計書の作成指導などを精力的に行っていただきました。
この間、何かとご不便をおかけし不行き届きも多々あったかと存じますが、ご容赦ください。
おかげさまで、災害査定に向けた準備などが順調に進んでおり、これもひとえに派遣いただいた皆さまのご尽力の賜物と感謝申し上げます。

農地等災害復旧対策は、まだ緒に就いたばかりですが、本県農業の維持と農業経営の安定を図るため、地域には原形復旧に止まらず「併せ行う区画整理」を積極的に提案しながら、事業を迅速かつ効果的に進めていきたいと考えております。

発災の日から 4 ヶ月余りが過ぎ、被災された方々も徐々にではありますが、生活に落ち着きを取り戻しつつあります。今後は、農林水産業はじめ“なりわいの再生”に向け、県民一丸となって取り組んでいく所存です。

略儀ながら、書中にてお礼申し上げますとともに、皆さまにおかれましては、時節がらご自愛のほどお祈り申し上げます。　敬具

平成 23 年 7 月 19 日

岩手県農林水産部
農村建設課総括課長　伊藤千一

3　東日本大震災津波により被災した農地・農業用施設等の災害復旧にかかる平成24年度都道府県職員派遣の調整について（依頼）、御礼

農建第　344　号
平成23年12月8日

農林水産省農村振興局長　様

岩手県農林水産部長

東日本大震災津波により被災した農地・農業用施設等の災害復旧にかかる
平成24年度都道府県職員派遣の調整について（依頼）

標記災害復旧を迅速かつ効果的に進めるためには、本県職員のみで対応できる範囲を大きく超えていることから、平成24年度の都道府県職員の派遣について調整いただきたく、下記のとおり要請します。

記

1　要請人員：　農業土木技術職（15名）、事務職（5名）
2　要請期間：　1年間（平成24年4月～平成25年3月）
3　派遣形態：　地方自治法に基づく長期派遣（原則として6ヶ月以上／同一職員）
4　派遣場所：　岩手県沿岸広域振興局農林部　宮古農林振興センター【宮古市】
　　同　　大船渡農林振興センター【大船渡市】
5　業務内容
沿岸部において、県が事業主体として実施する農地・農業用施設及び農地海岸保全施設の「災害復旧事業」や「関連区画整理事業（ほ場整備）」にかかる以下の業務
・　技術職員：　「設計積算」、「工事発注」、「工事監督」、「実施設計（関連区画整理）」など
・　事務職員：　「用地補償」、「換地」など

担当者：農村建設課（水利整備・管理担当）
担当課長　　佐々木　忍
℡019-629-5680　Fax019-629-5694
E-mail:

奈良県農林部農村振興課長
菅谷　義寛　様

拝啓　このたびは東日本大震災津波による本県の災害復旧対策の推進に際しまして、平成23年度に引き続き平成24年4月から1年間、貴県職員を派遣いただけることとなり、深く感謝申し上げます。

発災から1年が経過し、被災した地域では、全国から数多くの励ましや御支援を支えに、前に向かって着実に歩みを進めております。この大震災津波を乗り越え、「ふるさと岩手・三陸の力強い創造」を目指し、希望を抱きながら県民一丸となって復旧・復興に取り組んでいく所存です。

さて本県では、平成24年度を「復興元年」と位置付け、東日本大震災津波の復旧・復興対策に最優先で取り組むため、職員と予算の重点配分により執行体制を強化することとしております。
農地等の災害復旧分野におきましては、被害が甚大な沿岸市町村の要請を受け県が事業主体となって実施する「災害復旧事業」や、災害復旧と一体的に進める「農地整備事業」などの執行が本格化することとなり、膨大な当該業務を本県職員のみで対応することは困難な状況であるため、貴県はじめ全国の道府県に対して、職員の派遣をお願いした次第です。

派遣していただく職員の皆様には、本県職員とチームを編成し、農地や海岸保全施設の復旧・整備や、これに伴う用地・換地事務などを担当していただく予定です。
不慣れな地で仕事の進め方や生活環境も異なるなど、ご負担をおかけしますが、出来る限りの準備を進めて、お待ち申し上げます。
また、貴県におかれては、中核となる大切な職員を欠くこととなり大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

略儀ながら、書中にて御礼申し上げますとともに、皆様の益々のご健勝をお祈り申し上げます。　敬具

平成24年3月16日

岩手県農林水産部
農村整備担当技監　須藤　勝夫

4　東日本大震災　災害復旧　派遣応援職員業務マニュアル（沿岸編）

東日本大震災　災害復旧
派遣応援職員業務マニュアル
（沿岸編）



リアス式海岸の奥まで流入した瓦礫（山田町織笠）

平成２３年８月
岩手県農林水産部農村建設課

目　次

１　地震・津波への注意事項・・・p 2
２　行程表・・・・・・・・・・・・p 3
３　準備するもの・・・・・・・・・p 9
４　復旧に向けた流れ・・・・・・・p10
５　実施体制・・・・・・・・・・・p11
６　災害復旧応援隊の業務内容・・p12
７　緊急時の対応・・・・・・・・・p14
８　生活情報・・・・・・・・・・・p15

参考資料・・・・・・・・・・・・p17
１　岩手県農業農村整備関係組織図
２　岩手県災害復旧担当者名簿
３　設計コンサル担当者名簿、担当区域位置図
４　派遣応援配置計画
５　被災状況

はじめに

３月 11 日発生の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波は、県内の広範囲に大きな打撃を与えており、特にも沿岸地域を襲った津波による被害は、人命や財産に加え、住民の生活・産業基盤の全てを奪い去るなど筆舌に尽くしがたいものとなっております。

農業分野におきましても、沿岸 12 市町村の農地 725ha にあっては、土砂やヘドロの流入、がれきの堆積に加え、塩害や農業施設・機械等の流出により、農地や生産施設など生産基盤の全てを失いました。

さらに建設以来、地域の住民と農地の安全を守ってきた農地海岸保全施設の多くは破堤など壊滅的な被害を受けました。

一方、今回の大震災は、本県の内陸部においても、国営農地総合開発事業須川地区（一関市）をはじめとする農地やため池等での地割れ、パイプラインの損壊、農業集落排水施設の破損など、数多くの農地・農業用施設等が被災しております。

こうした中、本県では、平成 23 年８月 11 日に「岩手県東日本大震災津波復興計画」を掲げ、この計画に基づいて、「より安全で暮らしやすい地域を創りあげる」ことなどを目指し、復興に向けた取組を推進することといたしました。

農地・農業用施設の復旧についても、この計画の中に位置づけ、「なりわいの再生」に向けた円滑な復旧を進めることとしております。

そこで、本県では「農地農業用施設災害復旧事業」を迅速かつ効果的に実施するに当たり、道府県及び農政局等に対して職員派遣の応援をお願いいたしました。

ご多忙中にもかかわらず、本県の実情を御賢察の上、快くお引き受けいただいた皆さんに心から感謝申し上げます。

このマニュアルは、本県へ派遣される皆さんを対象に、現地での業務内容等についてご理解をいただくため作成いたしました。

１　地震・津波への注意事項

地震は完全におさまったわけではありません。
行動に当たっては、常に地震や津波のことを意識してください。

●車での移動時
・ラジオを常時流し、地震・津波に関する情報に注意してください。
・海岸部を走行中に、揺れを感じたり、ラジオから津波に関する情報が出され、避難が必要となった場合、慌てず速やかに高台に避難してください。
・また、津波は河川を遡上することから、川岸からも同様に避難してください。

※　マグニチュード８級の余震の可能性が指摘されています・

●事務室での作業時
・オリエンテーションの際に、各庁舎における避難場所等を説明します。
・災害発生時には、庁舎内の指示に従って速やかに避難してください。

●その他
・地震による地盤の緩みが考えられることから、降雨等の気象情報にも十分注意してください。

【被害を未然に防ぐために！（地震情報等の入手）】

お手持ちの携帯電話で
①　緊急地震速報（エリアメール）を受信できるように設定してください。
　→　設定方法は各携帯電話の取扱説明書をご確認ください
②「岩手モバイルメール」の「いわて地震津波情報」を受信できるように設定してください。
　→　震度や津波等に係る情報が受信できます

【設定方法】
○「いわてモバイルメール」を利用の携帯電話等から
　modify@mail.highway.pref.iwate.jp　に空メールを送る。
○　数分後メールが届くので、本文にあるＵＲＬにアクセス。
○　「コンテンツを追加する」を選択
○　ジャンル「防災・災害」を選択→次へ
○　地域「市町村から選ぶ」→「県庁等」を選ぶ→次へ
○　「いわて地震津波情報」を選択→登録

2　行程表

○　初日

派遣元 → 14:00 までに 岩手県沿岸広域振興局農林部 【宮古隊】宮古農林振興センター 【大船渡隊】大船渡農林振興センター 集合 その後、1時間程度 オリエンテーション → 15:00～17:00 被災箇所 現地調査 → 17:30 宿舎着

・主なアクセスは p4～6 を参照
・執務場所は p7～8 のとおり

※ 各農林振興センターへの到着時間に応じて、オリエンテーションの開始時間を調整します。このため、あらかじめ到着時間をご連絡願います。
【連絡先 県庁農村建設課（佐藤） 019-629-5687】

○　２日目以降

8:00 宿舎発 → 8:30～17:30 岩手県沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター 大船渡農林振興センター において、災害応援業務 → 18:00 宿舎着

※　作業状況に応じて超過勤務をお願いすることがあります。
　また、土日は休日としておりますが、作業の進捗に応じて、休日勤務をお願いすることがあります。

○　最終日

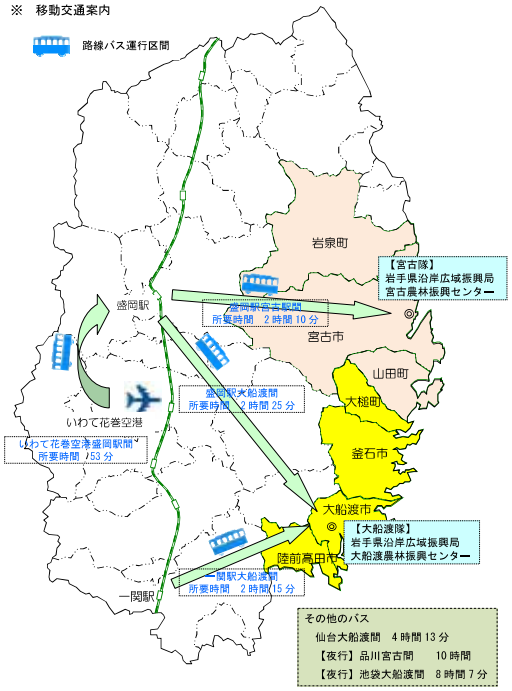
8:00 宿舎発 → 8:30～12:00 岩手県沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター 大船渡農林振興センター において、業務整理・引継 → 13:00 現地解散 → 派遣元

※ アンケート調査票への回答をお願いします。

留意事項

1　移動に使用する車両は岩手県が用意します。
2　宿泊代は、宿舎から振込票をお渡ししますので、各自、滞在期間内に銀行・コンビニ等でお支払いください。滞在期間内にお支払いできない場合は、請求書に記載されている担当（トップツアー㈱）にご相談ください。
3　昼食は、農林振興センター庁舎内、もしくは、その周辺の食堂でお願いします。
4　前・後泊が必要な場合は、県庁農村建設課で手配いたしますのでご連絡ください。

※　移動交通案内



○　いわて花巻空港発着便（9/1～10/31）

出発地	出発時刻	花巻着
札幌	7:45	8:40
大阪	8:10	9:35
大阪	12:05	13:30
名古屋	12:05	13:15
札幌	15:40	16:35
大阪	16:35	18:00

花巻発	到着地	到着時刻
9：10	札幌	10:05
10：05	大阪	11:35
14：00	大阪	15:30
14：15	名古屋	15:35
17：05	札幌	18:00
18：30	大阪	20:00

○　花巻空港連絡バス（いわて花巻空港 ⇔ 盛岡駅）　運賃 1,400 円（予約不要）

花巻空港発	盛岡駅着
8:55	9:48
9:50	10:43
13:45	14:38
16:50	17:43
18:15	19:08

盛岡駅発	花巻空港着
7:35	8:28
8:30	9:23
12:25	13:18
15:30	16:23
16:55	17:48

○　106 急行バス（盛岡駅⇔宮古駅）　運賃 1,970 円（予約不要）

盛岡駅発	宮古駅着
5:45	7:55
6:40	8:50
7:40	9:50
8:40	10:50
9:40	11:50
10:40	12:50
11:40	13:50
12:40	14:50
13:40	15:50
14:40	16:50
15:40	17:50
16:40	18:50
17:40	19:50
18:40	20:50

宮古駅発	盛岡駅着
5:20	7:30
6:00	8:10
7:00	9:10
8:00	10:10
9:00	11:10
10:00	12:10
11:00	13:10
12:00	14:10
13:00	15:10
14:00	16:10
16:00	18:10
17:00	19:10
18:00	20:10
19:00	21:10

○　岩手県交通　路線バス盛岡大船渡線（盛岡駅⇔大船渡）　運賃 2,700 円（予約不要）

盛岡駅発	権現堂着
7:10	10:06
12:40	15:36
14:40	17:36
17:10	19:43

権現堂発	盛岡駅着
6:24	8:54
7:24	10:20
12:24	15:20
16:24	19:20

○　岩手県交通　路線バス大船渡一関線（一関駅⇔大船渡）　運賃 1,780 円（予約不要）

一関駅発	権現堂着
11:20	13:35
18:20	20:35

権現堂発	一関駅着
6:00	8:15
13:30	15:45

○　高速路線バス大船渡仙台線（仙台駅前⇔大船渡）　運賃 2,300 円（予約不要）

仙台駅前発	ｻﾝﾘｵｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ着
13:29	17:33
17:40	21:53

ｻﾝﾘｵｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ発	仙台駅前着
6:25	10:38
8:15	12:18

○　夜行高速バス「ビームワン」（品川・浜松町⇔宮古駅）　運賃 9,170 円（要予約）

品川バスターミナル発	浜松町バスターミナル発	宮古駅前着
21:40	22:00	7:25

宮古駅前発	浜松町バスターミナル着	品川バスターミナル着
21:00	6:25	6:45

○　夜行高速バス「けせんライナー」（池袋駅⇔大船渡）　運賃 8,710 円（要予約）

池袋駅西口発	ｻﾝﾘｵｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ着
22:50	6:57

ｻﾝﾘｵｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ発	池袋駅西口着
21:20	5:39

【宮古隊】

○ 執務場所

岩手県沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター
住所　岩手県宮古市五月町 1-20　宮古地区合同庁舎３階
電話番号　0193-64-2214　ＦＡＸ番号　0193-64-5631



○ 宿舎

宮古セントラルホテル熊安

住所　宮古市新町２番５号　　電話番号　0193-64-2121
料金　１泊シングル　6,000 円（＋朝食　１食　800 円）



【大船渡隊】

○ 執務場所

岩手県沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター
住所　岩手県大船渡市猪川町字前田６－１　大船渡地区合同庁舎３階
電話番号　0193-27-9914　ＦＡＸ番号　0192-27-8543



○ 宿舎

遊・YOU・亭夏虫

住所　大船渡市三陸町越喜来字小出 59-1　電話　0192-44-3711
料金　５人定員の部屋に３人相部屋　１泊２食付き　7,350 円



３　準備するもの

○ 岩手県が準備するもの

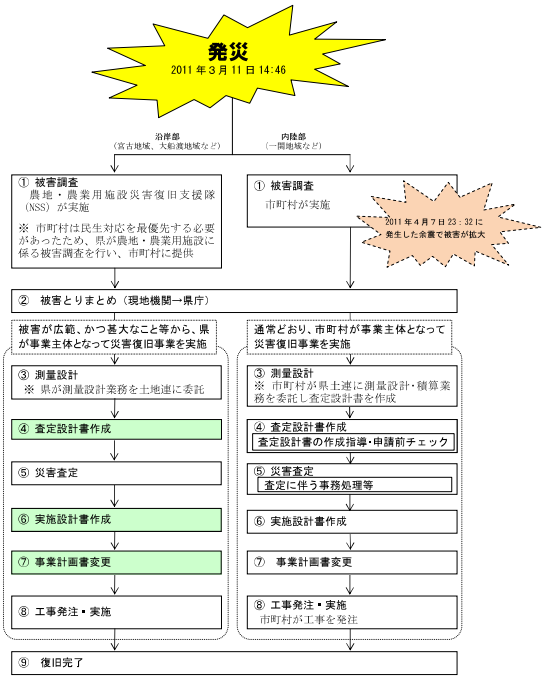
名　　称	備　　考
① パソコン、プリンター	積算システム導入済み
② 災害関係資料	
③ 積算関係資料	
④ 宿舎からの移動に使用する自動車	燃料を含む
⑤ 宿舎の手配	
⑥ 外業時のヘルメット	

○ 各自でご準備いただきたいもの

名　　称	備　　考
① 着替え	
② 作業着	
③ 雨具	
④ 保険証	
⑤ 運転免許証	
⑥ 筆記用具	
⑦ 災害復旧事業の解説（赤本）	ご用意できる場合
⑧ 外業時の長靴	底が厚いものが望ましい
⑨ 電卓	
⑩ 食事・宿泊代	
⑪ パジャマ等の寝間着	大船渡隊は必ず用意してください
⑫ 洗面用具（歯ブラシ等）	〃
⑬ タオル	〃

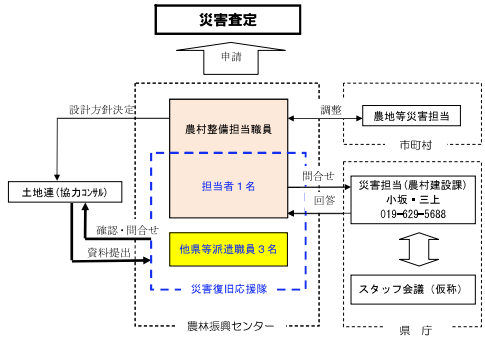
※　荷物が多い場合は、各派遣先、または宿舎にお送りください。

４　復旧に向けた流れ



※　緑に着色した項目が応援をお願いする業務です。

5　実施体制



		担当業務
災害復旧応援隊	他県等派遣職員	査定設計書（朱入れ設計書を含む）の作成（積算、付属する申請書類等）、実施設計書（工事発注図書）の作成、事業計画書の変更
	農林振興センターの担当者	同上の進捗管理、県庁や関係機関等との連絡調整
農林振興センター農村整備担当職員		災害査定事務一般、災害査定申請及び対応、工事発注事務、計画変更の申請、市町村との調整
土地連（協力コンサル）		設計図面・数量計算書・状況写真等の作成、水土里情報図の提供

6　災害復旧応援隊の業務内容

他県等からの派遣された皆さんには、以下の(1)～(3)の業務をお願いします。

なお、今回の災害復旧にあたっては、**「農地農業用施設災害復旧事業」**と**「東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業」**の２つの事業の導入に向けた災害査定を予定しています。

設計積算の基準や作成する書類などの具体的な作業内容は、各センター職員から説明いたします。

(1)　査定設計書（朱入れ設計書を含む）作成

① 図面・数量計算書の確認
土地連（協力ｺﾝｻﾙ）が作成した資料の確認

- **ア 水土里情報図(1/1,000)**
  被災面積、区間の表示内容の確認
  ※ 水土里情報図とは
  航空写真に公図を重ねた図面
  今回の査定では平面図として使用する
- **イ 縦断図、横断図**
  平均土砂堆積厚の算定内容を確認
- **ウ 農地の復旧限度額算定図**
  復旧限度額の算定内容を確認
- **エ 事業費積算に使用する数量計算書**
  計算や集計内容を確認

② 事業費の積算
補助版 RIESA システムを使用して積算
→ 農地及び農業用施設（水路、道路等）に区分して積算

③ 査定設計書のとりまとめ
関係する書類を作成し、査定設計書をとりまとめ

- **ア 以下の書類の作成**
  査定票、申請理由書、補助計画概要書、事業費総括表、工種別事業費算定表、整理カード
  ※ 所定の様式に入力
- **イ 以下の書類の添付**
  積算書、数量計算書、設計参考資料（被災写真、限度額計算書等）、図面（水土里情報図、縦断図、横断図、限度額算定図）

※ 査定が複数班で行われる場合には、現地で計測の補助等をお願いする場合があります。

(2)　実施設計書の作成

① 必要な資料の準備
朱入れ設計書作成時に使用した積算書データや数量計算書を収集

② 事業費の積算
補助版 RIESA システムを使用して設計工事費の積算

- 査定時に積算した設計書を発注時点の資材単価等に修正
- 発注する区域に含まれる農地及び農業施設（道水路等）に係る積算書を合算

③ 実施設計書のとりまとめ
関係書類を作成し、実施設計書をとりまとめ

- **ア 以下の書類の作成・添付**
  特別仕様書、数量計算書、土地利用規制等の確認書
- **イ 図面を加工・添付**
  コンサルが作成した図面に手書きで工事発注区域の表記や着色等の加工

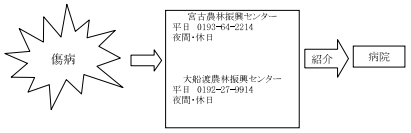
(3)　事業計画書の変更（実施設計書作成後及び工事契約後に実施）

① 必要な資料の準備
実施設計書作成時に使用した積算書データや数量計算書を収集

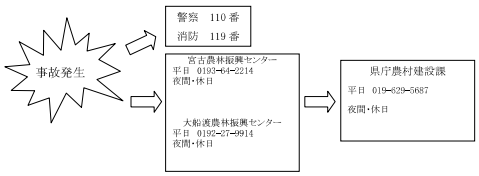
② 変更計画書のとりまとめ
関係書類を作成し、変更計画書をとりまとめ
→ 以下の書類を作成
変更申請書、変更理由書、計画変更報告調書

7　緊急時の対応

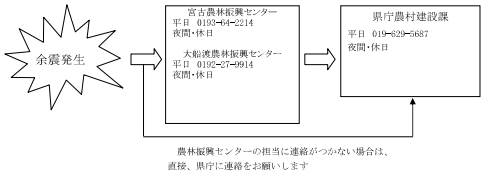
○　ケガ、病気の時



○　交通事故等



○　余震発生時（震度５強以上）・・・執務室以外で余震が発生した時



8　生活情報

○　食事

【宮古】

朝食については、ホテルで提供しております。（1 食 800 円です）

昼食、夕食については、庁舎内外の食堂をご利用ください。（平常どおり営業しております。）

また、昼食時には庁舎内の食堂で弁当（510 円）を販売しています。

【大船渡】

朝食及び夕食は、宿舎で用意しております。

昼食については、庁舎内の食堂や仕出しの弁当をご利用ください。

→　仕出しの弁当は、毎朝、農林振興センター内で注文を受け付けています。（1 食 400 円程度）

○　洗濯

【宮古】

宿舎（宮古セントラルホテル熊安）内のコインランドリーをご利用ください。

【大船渡】

宿舎（遊・YOU・亭夏虫）内の洗濯機がご利用できます。

○　携帯電話

障害なく通話可能です

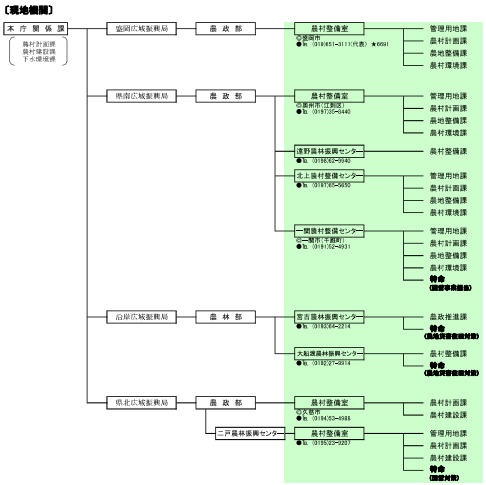
○　銀行（ATM）、コンビニ、スーパー、薬局、給油所

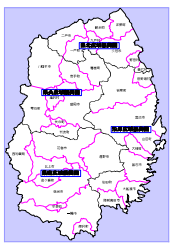
平常どおり営業しています。

場所については、派遣先の職員にお問い合わせください。

参　考　資　料

1　岩手県農業農村整備関係組織図
2　岩手県災害復旧担当者名簿
3　設計コンサル担当者名簿、担当区域位置図
4　他県等派遣応援職員配置計画
5　被災状況





圏域	名称	所在地 本局	所在地 農村整備部門	所管区域
県央	盛岡広域振興局	盛岡市	盛岡市	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町
県南	県南広域振興局	奥州市	奥州市（江刺区） 北上市 遠野市 一関市（千厩町）	花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、藤沢町
沿岸	沿岸広域振興局	釜石市	宮古市 大船渡市	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村
県北	県北広域振興局	久慈市	久慈市 二戸市	久慈市、二戸市、洋野町、一戸町、軽米町、普代村、野田村、九戸村

県現地機関災害復旧担当者

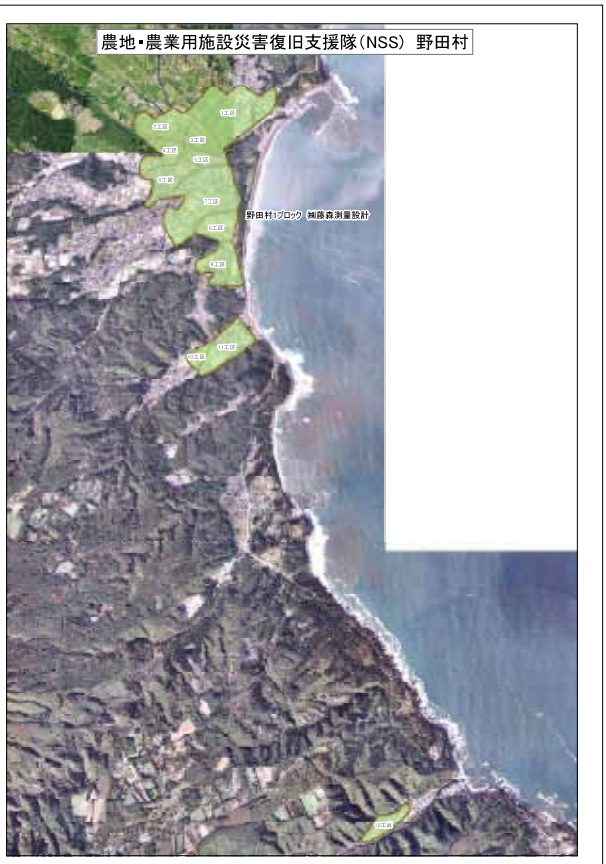
所属	職名	氏名	電話番号	メールアドレス	備考
宮古農林振興センター	農政推進課長	星野　圭樹	0193-64-2214		
	特命課長（農地災害復旧対策）	成田　和芳			
	主任主査	藤原　盛			
	主査	高橋　俊勝			
	主査	小野　博之			
	主任	伊藤　錠			
大船渡農林振興センター	技術主幹兼農村整備課長	斉藤　勇人	0192-27-9914		
	特命課長（農地災害復旧対策）	小野寺　忠夫			
	主任主査	千葉　光			
	主査	千葉　亨			
	主査	須藤　勇人			
	主査	曽利　栄幸			
	主査	藤川　直人			
	技師	橋澤　和志			
	技師	古村　哲史			

本庁等災害復旧担当者

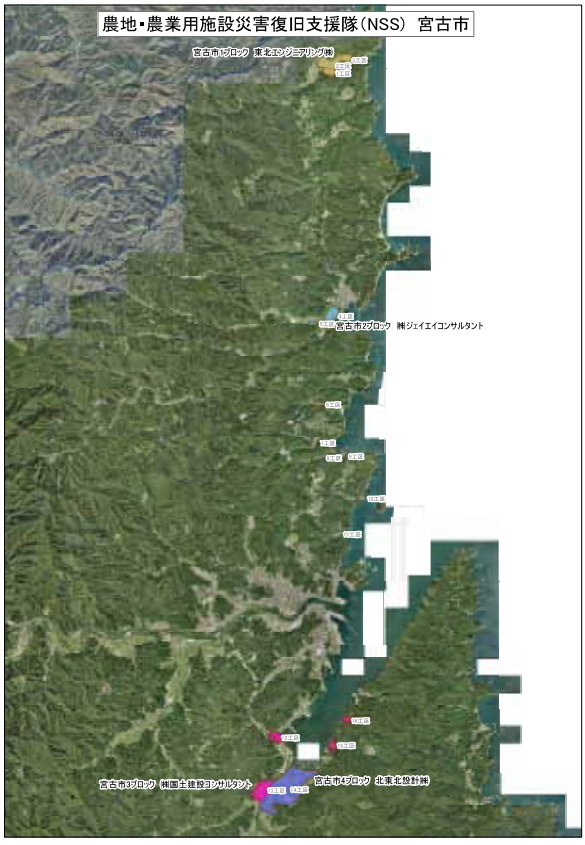
所属	職名	氏名	電話番号	メールアドレス	担当業務
農村建設課	水利整備・管理担当課長	佐々木　忍	019-629-5680		総括
	主任主査	村居　拓道	019-629-5685		除塩事業
	主査	鎌田　裕	019-629-5687		災害全般
	主査	畠山　英勝	019-629-5684		海岸保全施設復旧
	主査	小坂　勝義	019-629-5686		災害全般
	主査	佐藤　公俊	019-629-5687		他県等応援
	技師	三上　俊助	019-629-5688		災害全般
農村計画課	主任主査	吉田　秀寿	019-629-5674		積算

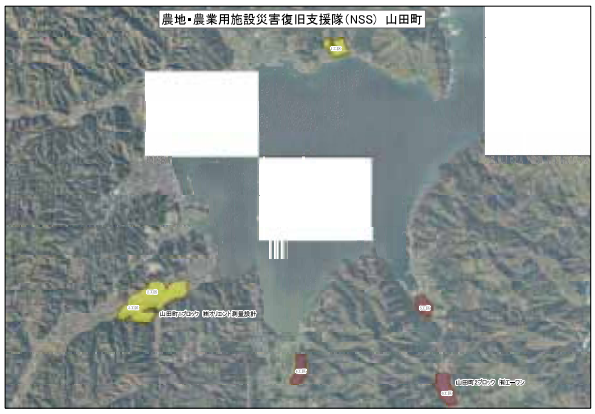
設計コンサルタント担当者名簿

管内	市町村	区分	工区	ブロック面積（ha）	担当コンサルタント	本社所在地	本社電話番号	担当者
宮古	岩泉町	1ブロック	1～6工区	21.5	東北エンジニアリング㈱	岩手郡滝沢村滝沢字大石渡2015	019-688-5611	吉田 友則
	宮古市	1ブロック	1～3工区	21.6	東北エンジニアリング㈱	岩手郡滝沢村滝沢字大石渡2015	019-688-5611	吉田 友則
		2ブロック	4～11工区	8.6	㈱ジェイエイコンサルタント	八幡平市柏台田105-20	0195-43-1120	鳥山 浩
		3ブロック	12～13工区 15～16工区	5.0	㈱国土建設コンサルタント	雫石町盛岡東営33-4	019-681-6295	樋口 学
		4ブロック	14工区	35.7	北東北設計㈱	花巻市大迫町大迫1丁目2-1	0198-48-3266	中村 和明
	山田町	1ブロック	1～3工区	25.2	㈱オリエント測量設計	盛岡市上田川字杉原1-1	019-646-5138	新屋 晴一
		2ブロック	4～6工区	11.1	㈱エーワン	岩手郡滝沢村滝沢字大石渡2015	019-688-6170	水野 薫
大船渡	大槌町	1ブロック	1～8工区	14.6	㈱北進測量設計	盛岡市みたけ2-13-25	019-641-7890	田澤 清二
	釜石市	1ブロック	1～2工区	19.2	㈱ランド技術設計	奥州市水沢区百町4-28	0197-24-3315	平山
		2ブロック	3～12工区	18.5	㈱東北測技	奥州市江刺区稲瀬字2-125	0197-35-0356	菊池
		3ブロック	13～16工区	13.2	㈱ワイエス測量設計	奥州市水沢区真城字北畑加屋101-8	0197-25-8599	中山	
	大船渡市	1ブロック	1～2工区	24.6	NTCコンサルタンツ㈱岩手	気仙郡住田町中島字桜田1-38	0192-47-3780	日野森 信一
		2ブロック	3～10工区	17.3	南大場測量設計事務所	一関市滝沢字矢ノ目沢73-40	0191-29-4428	
		3ブロック	11～29工区	29.9	㈱菊池技研コンサルタント	大船渡市赤崎町字石橋前6-8	0192-27-0835	鈴木 隆
	陸前高田市	1ブロック	1～4工区	25.4	㈱アクト技術開発	奥州市水沢区真城字北畑36-3	0197-25-5131	高橋 龍一
		2ブロック	5～8工区	36.0	㈱キタテック	北上市本石町2-4-26	0197-65-4155	中村 清之
		3ブロック	9～18工区	35.5	㈱東開技所	奥州市水沢区字高橋33	0197-24-1311	菅原 哲二
		4ブロック	19～22工区	48.2	㈱東北プランニング	奥州市水沢区佐倉河字村本124	0197-24-0455	菊池
		5ブロック	23～27工区	43.9	㈱一測設計	一関市萩荘字竹際33-5	0191-24-2222	相原 進
		6ブロック	28～31工区	30.9	㈱中央測量設計	奥州市水沢区字赤土田9-7	0197-24-4600	
		7ブロック	32～35工区	25.0	南光先測量	花巻市高木20-269-1	0198-23-2002	
		8ブロック	36～38工区	23.4	㈱タックエンジニアリング	盛岡市津志田西2丁目20	019-638-2001	
		9ブロック	39～40工区	38.5	㈱総合土木コンサルタンツ	一関市萩荘字西田164-6	0191-24-2487	
		10ブロック	41工区	25.5	南花巻技術設計	花巻市若葉町1-6-33	0198-23-1415	
		11ブロック	42～49工区	21.0	興国設計㈱	奥州市水沢区大手町3-59	0197-24-3854	
		12ブロック	50～55工区	3.0	興国設計㈱	奥州市水沢区大手町3-59	0197-24-3854	
岩手県土地改良事業団体連合会						盛岡市本宮二丁目10-1	019-631-3204	大和 光

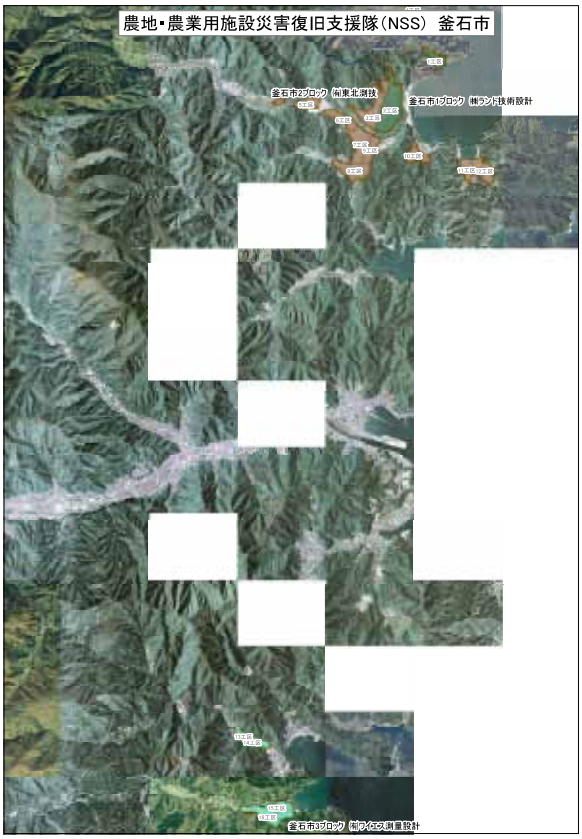


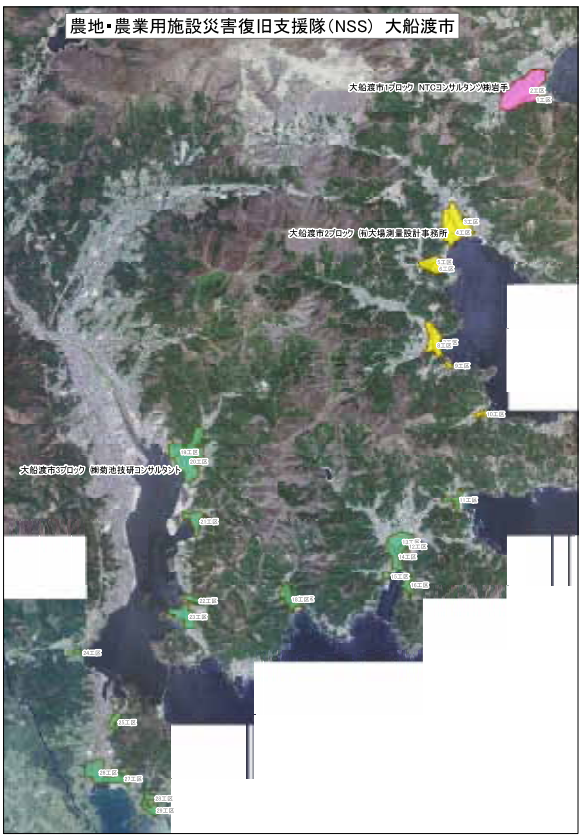


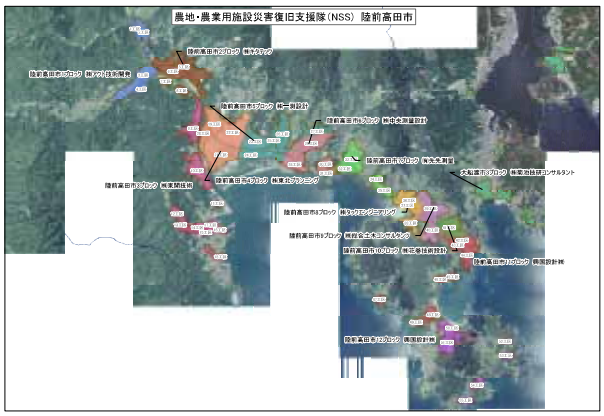


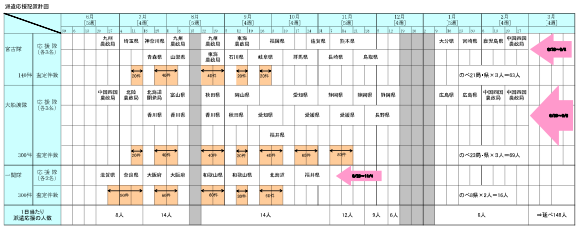

農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS） 山田町


農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS） 大槌町


農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS） 釜石市


農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS） 大船渡市





被 災 状 況

いわての概要

〔概要〕

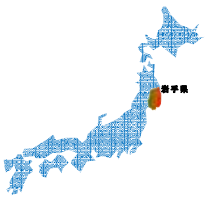
◆ 岩手県は、本州の北東部に位置し、東西約122km、南北約189kmの南北に長い形をしています。

面積は15,279km2で、北海道に次ぐ**全国2番目の広さ**を有しています。

緑豊かな**奥羽山脈**や**北上高地**、母なる**北上川**、きらめく**三陸の海**など豊かな自然に恵まれています。

また、岩手には、浄土思想を基調とした**平泉文化**にみられるように、人と人との結び付き、人と自然との共生、命あるもの全てを大事に想う心が息づいています。

岩手県の位置



〔土地利用状況〕

◆ 県全体面積の約61%が山林で、水田は約7%（1,010k㎡）、
畑は5%（720k㎡）となっています。

〔気候〕

◆ **内陸地方**は、**奥羽山脈**沿いでは冬に雪の多い日本海型の気候、**北上高地**では低湿で冷涼な高原性の気候、その間に位置する**北上盆地**では気温の日較差や年較差がやや大きい内陸性の気候を示しています。

沿岸地方では寒暖流の影響を受け、比較的温暖な海洋性の気候を示しています。寒流の影響を受ける中部以北では、梅雨期に冷害の原因となる**「やませ」**（オホーツク海気団から吹く北東風）のため、冷湿な気候となります。

東日本大震災津波による被害（農地・農業用施設等）の概要

〔平成23年4月12日 岩手県公表値〕

	推計被害額	うち沿岸部被害	推計の考え方
農業	798.0億円	766.0億円	○農作物は、津波による流出被害、畜産物は停電等の影響による被害について、現地調査結果を踏まえて推計 ○農業施設、農地・農業用施設は、現地調査結果に基づく被害状況(H23.4.12)、農林水産省が公表した農地の津波浸水面積割合を勘案し、推計
農畜産物	14.0億円	0.4億円	
農業施設	65.0億円	64.8億円	
農地・農業用施設	719.0億円	700.8億円	
林業	230.9億円	227.0億円	
水産・漁港関係	3,137.0億円	3,137.0億円	
合計	4,165.9億円	4,130.0億円	

	推計被害額	内陸地域	沿岸地域
農地・農業用施設	16,308箇所（262.9）億円 437.0 億円	4,114箇所（35.7）億円 14.0 億円	12,264箇所（227.2）億円 423.0 億円
海岸保全施設	10箇所（268.0）億円 268.0 億円		10箇所（268.0）億円 268.0 億円
生活環境施設	41箇所（10.1）億円 14.0 億円	38箇所（5.8）億円 4.0 億円	3箇所（4.3）億円 10.0 億円
合計	16,419箇所（541.0）億円 719.0 億円	4,152箇所（41.5）億円 18.0 億円	12,267箇所（499.5）億円 701.0 億円
土地改良区事務所	6箇所（調査中）億円 2.0 億円	3箇所（調査中）億円 1.0 億円	3箇所（調査中）億円 1.0 億円

※上段は、平成23年5月24日時点の被害報告額（県農林水産部農村建設課


東日本大震災 農業関係被災状況（農地・農業用施設及び農地海岸保全施設）
岩手県
盛岡市
宮古市
山田町
大槌町
釜石市
遠野市
住田町
大船渡市
陸前高田市
一関市
平泉町
奥州市
北上市
花巻市
西和賀町
紫波町
矢巾町
岩泉町
田野畑村
普代村
野田村
久慈市
洋野町
軽米町
二戸市
九戸村
一戸町
葛巻町
岩手町
滝沢村
藤沢町
宮城県


瓦礫で埋まる農地 （山田町 織笠）


堤防が流失し瓦礫で埋まる水田 （陸前高田市 県営圃場整備事業 気仙川地区(小友工区)）


東日本大震災による農地・農業用施設等被害額
NSS（農地・農業用施設災害復旧支援隊）
「水土里情報システム」を活用した農地・農業用施設災害復旧支援
山田町 織笠地区


農地海岸保全施設 （大船渡市）
被災前
被災後
被災状況と全景


農地・農業用施設及び農地海岸保全施設 （諸塚高田地）


農地防災ダム・農道・農業用水路 （美郷町・一関市 他）


農地・農業用施設 （一関市）
国営総合農地開発事業須川地区一般計画平面図

5　東日本大震災津波からの復旧・復興に向けて　岩手県においでいただく皆様へ

H25.3.26　確定版

東日本大震災津波からの復旧・復興に向けて
岩手県においでいただく皆様へ





平成２５年３月
岩手県農林水産部農村建設課

目　次

1　地震・津波への注意事項・・・p 2
2　勤務場所と配置・・・・・・・p 3
3　着任及び４月上旬の予定・・・p 6
4　現地までの交通機関・・・・・p 7
5　宿舎・・・・・・・・・・・・p11
6　生活情報・・・・・・・・・・p13
7　準備するもの・・・・・・・・p14
8　担当業務・・・・・・・・・・p15

参考資料・・・・・・・・・・・p17
1　岩手県農業農村整備関係組織図
2　宮古市田鎖仮設住宅配置図・間取図
3　大船渡地区前田仮設公舎間取図
4　復旧に係る取組状況

表紙写真
上段：【陸前高田市】営農再開に向け着々と復旧が進む現場にて派遣職員の皆さんと
下段：【山田町】災害復旧後、初の収穫の喜びを大浦保育園の園児たちと

はじめに

このたびは東日本大震災津波による本県の災害復旧対策の推進に際しまして、平成 25 年４月から御支援をいただきますことに、深く感謝申し上げます。

おかげさまで、沿岸地域の復旧対象農地 717ha のうち、今春の作付け時期までに原形復旧と関連ほ場整備を合わせて約 260ha が復旧できる見通しとなりました。
また、全 10 海岸が被災した農地海岸保全施設についても、年度内に９海岸に着手できる見込みです。
これも偏に、平成 23 年度延べ 148 名、平成 24 年度常時 18 名の派遣職員の皆様の御尽力があってこそと、心から感謝を申し上げます。

さて本県では、平成 25 年度を「復興加速年」と位置付け、東日本大震災津波の復旧・復興対策に最優先で取り組むため、職員と予算の重点配分により執行体制を強化することとしております。
沿岸部の農地等の災害復旧は、県が事業主体となって実施しており、平成 25 年度は農地の原形復旧に替わって、農地海岸保全施設や、災害復旧と一体的に進めるほ場整備がピークを迎える見込みであります。膨大な当該業務を本県職員のみで対応することは困難な状況であるため、全国の道府県に対して、職員の派遣をお願いした次第です。

派遣していただく職員の皆様には、本県職員とチームを編成し、農地や海岸保全施設の復旧・整備や、これに伴う用地・換地事務などを担当していただく予定です。

本書は、本県へ派遣される皆様を対象に、担当業務や現地での生活環境等について御確認をいただくため作成したものです。

不慣れな地で仕事の進め方や生活環境も異なるなど、御負担をおかけしますが、出来る限りの準備を進めて、お待ちしております。

1　地震・津波への注意事項

地震は完全におさまったわけではありません。
行動に当たっては、常に地震や津波のことを意識してください。

●車での移動時
・移動時にはラジオを常時流すなど、地震・津波に関する情報に注意してください。
・海岸部で揺れを感じたり、ラジオから津波に関する情報が出され避難が必要となった場合、慌てず速やかに高台に避難してください。
・また、津波は河川を遡上することから、川岸からも同様に避難してください。

●事務室での作業時
・災害発生時には、庁舎内の指示に従って速やかに避難してください。

●その他
・地震による地盤の緩みが考えられることから、降雨等の気象情報にも十分注意してください。

【被害を未然に防ぐために！（地震情報等の入手）】

お手持ちの携帯電話で
①　緊急地震速報（エリアメール）を受信できるように設定してください。
　→　設定方法は各携帯電話の取扱説明書をご確認ください
②「岩手モバイルメール」の「いわて地震津波情報」を受信できるように設定してください。
　→　震度や津波等に係る情報が受信できます

【設定方法】
○「いわてモバイルメール」を利用の携帯電話等から
　http://www.pref.iwate.jp/~hp0212/mobile-mail/
　メールソフトが起動するので、空メールを送る。
○　数分後メールが届くので、本文にあるＵＲＬにアクセス。
○　「コンテンツを追加する」を選択
○　ジャンル「防災・災害」を選択→次へ
○　地域「市町村から選ぶ」→「県庁等」を選ぶ→次へ
○　「いわて地震津波情報」を選択→登録

2　勤務場所と配置

(1) 沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター

住所　〒027-0072　岩手県宮古市五月町1-20　宮古地区合同庁舎３階

電話番号　0193-64-2214　ＦＡＸ番号　0193-64-5631

【連絡担当】　特命課長　成田和芳（E-mail　　）【3月中】
農政推進課長　伊藤公成（E-mail　　）
主査　高橋俊勝（E-mail　　）



職名	氏名	所属（職種）
農政推進課長	伊藤　公成	岩手県（技術）
農地復旧課長	東梅　克美	〃　（技術）
主任主査	今泉　元伸	〃　（〃）
〃	柳生　司	〃　（事務）
〃	高橋　俊勝	〃　（技術）
主査	鹿糠　幸治	〃　（〃）
技師	五十公野　太郎	〃　（〃）
派遣職員	**津端　公貴**	**北海道（技術）**
〃	**小和田　桂太**	〃　（〃）
〃	**伊藤　正幸**	**三重県（事務）**
〃	**来海　昭雄**	**島根県（事務）**
〃	**小嶋　直樹**	**長崎県（技術）**
〃	**中村　達哉**	〃　（〃）
〃	**北尾　真一郎**	〃　（〃）
	計　14名	

※　派遣職員の交代　長崎県：基本６ヶ月

(2) 沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター

住所　〒022-8502　岩手県大船渡市猪川町字前田６－１
大船渡地区合同庁舎３階（農村整備課）、４階（農地復旧課）
電話番号　0192-27-9914（農村整備課）、41-0567（農地復旧課）
ＦＡＸ番号　0192-27-8543

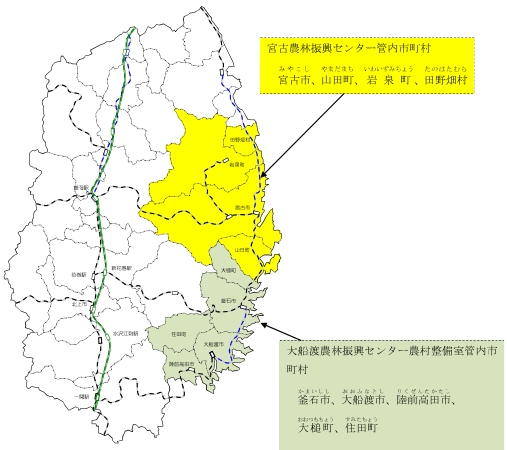
【連絡担当】農村整備課長　佐々木剛（E-mail　　）
農地復旧課長　及川武美（E-mail　　）
主　査　佐藤公俊（E-mail　　）



職名	氏名	所属（職種）	職名	氏名	所属（職種）
農村整備室長	松田　正則	岩手県（技術）	**派遣職員**	**森田　一夫**	**北海道（事務）**
農村整備課長	佐々木　剛	〃　（〃）	〃	**前田　一彦**	〃　（〃）
農地復旧課長	及川　武美	〃　（〃）	〃	**佐藤　哲哉**	**秋田県（技術）**
主任主査	緑田　裕	〃　（〃）	〃	**紺持　和紀**	**長野県（〃）**
〃	千葉　光	〃　（〃）	〃	**江口　照善**	〃　（〃）
〃	千葉　享	〃　（〃）	〃	**上原　浩一**	〃　（〃）
主査	佐々木伸吾	〃　（〃）	〃	**戸田　和彦**	〃　（〃）
〃	藤川　直人	〃　（〃）	〃	**和井内　哲也**	**静岡県（〃）**
〃	佐藤　公俊	〃　（〃）	〃	**杉浦　正一**	〃　（〃）
〃	高橋　秀幸	〃　（事務）	〃	**神谷　尚利**	〃　（〃）
主任	佐藤　正	〃　（技術）	〃	**殿貝　健一**	**大阪府（〃）**
〃	横澤　和志	〃　（〃）	〃	**細井　宏貴**	〃　（〃）
主任行政専門員	菅原　登	〃　（事務）	〃	**乾　弘樹**	**奈良県（〃）**
			〃	**吉本　安伸**	**香川県（〃）**
			〃	**福田　理尊**	〃　（〃）
	計　13人			計　15人	

※　派遣職員の交代　奈良県：６ヶ月、香川県：６ヶ月

(3) 管内図



【参考】災害査定の結果

地域	査定件数（査定決定額）	うち農地（採塩を含む）	うち農業用施設	うち農業集落排水施設	うち農地海岸保全施設
内陸部	559（2,119）	242（811）	300(1,023)	17(285)	
沿岸部	515(32,141)	297（9,656）	201(3,024)	2(209)	15(19,252)
宮古管内	93（7,998）	47（1,653）	42（280）	—	4（6,065）
大船渡管内	389(23,721)	238（7,754）	140(2,650)	1(183)	10(13,134)
計	1,074(34,260)	539(10,467)	501(4,047)	19(494)	15(19,252)

※査定決定額は百万円単位

3　着任及び４月上旬の予定

(1) 着任について

４月５日（第１週中）までに着任をお願いします。

なお、以下のとおり「知事による派遣職員激励式」が開催されます。

期日　平成25年４月１日（月）11：30から
場所　岩手県民会館中ホール

※　参加を希望される方については、別途、所属事務所から確認します。

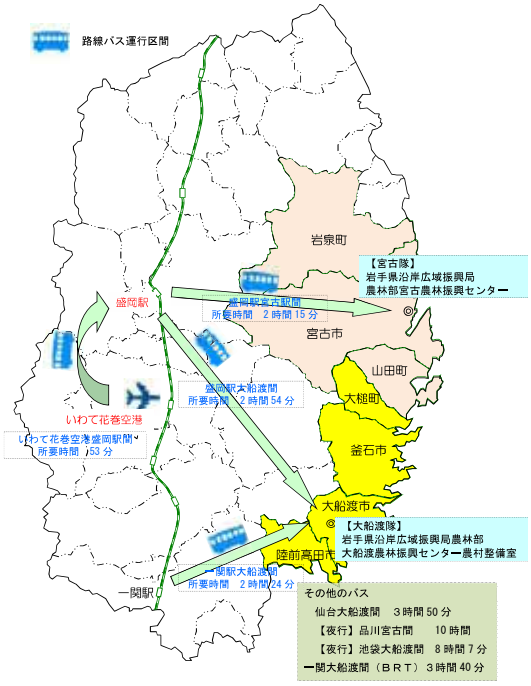
(2) ４月上旬の予定

・現地に到着後、生活を始めるに当たっての準備（宿舎の整理、生活用品の購入など）を進めていただきます。
・その後、各勤務場所において、業務内容や年間計画、現地確認などを行います。
・４月10日～12日には盛岡市内で、派遣された方々を対象とした実務研修会を予定しております。



「わんこきょうだい」は、岩手県の名物「わんこそば」をモチーフにしたキャラクターです。県内の各地の観光をサポートしています。

4　現地までの交通機関



○　いわて花巻空港発着便（3/31～6/30）

出発地	出発時刻	花巻着
名古屋	7:15	8:25
札幌	7:25	8:20
大阪	8:15	9:35
大阪	10:35	11:55
札幌	12:05	13:00
福岡	11:35	13:30
大阪	13:00	14:20
札幌	14:00	14:55
名古屋	14:40	15:50
札幌	16:20	17:15
大阪	16:50	18:10
名古屋	17:20	18:30

花巻発	到着地	到着時刻
8:45	札幌	9:40
8:55	名古屋	10:10
10:05	大阪	11:35
12:25	大阪	13:55
13:25	札幌	14:20
14:00	福岡	16:10
14:50	大阪	16:20
15:25	札幌	16:20
16:20	名古屋	17:35
17:45	札幌	18:40
18:40	大阪	20:10
19:00	名古屋	20:15

※名古屋便は県営名古屋空港（小牧）から、大阪便は伊丹空港からの発着

○　花巻空港連絡バス（いわて花巻空港 ⇔ 盛岡駅）　運賃 1,400 円（予約不要）

花巻空港発	盛岡駅着
8:40	9:33
9:50	10:43
12:10	13:03
13:15	14:08
13:45	14:38
14:35	15:28
15:10	16:03
16:05	16:58
17:30	18:23
18:25	19:18
18:45	19:38

盛岡駅発	花巻空港着
7:10	8:03
8:30	9:23
10:50	11:43
11:50	12:43
12:25	13:18
13:15	14:08
13:50	14:43
14:45	15:38
16:10	17:03
17:05	17:58
17:25	18:18

○　106 急行バス（盛岡駅⇔宮古駅）　運賃 1,970 円（予約不要）
※　往復割引乗車券もあります。〔盛岡駅ー宮古駅間　3,640 円（5 日間有効）〕

盛岡駅発	宮古駅着
5:45	8:00
6:40	8:55
7:40	9:55
8:40	10:55
9:40	11:55
10:40	12:55
11:40	13:55
12:40	14:55
13:40	15:55
14:40	16:55
15:10	17:25
15:40	17:55
16:40	18:55
17:40	19:55
18:40	20:55
19:40	21:55
20:40	22:55

宮古駅発	盛岡駅着
5:20	7:35
6:00	8:15
7:00	9:15
7:30	9:45
8:00	10:15
9:00	11:15
10:00	12:15
11:00	13:15
12:00	14:15
13:00	15:15
14:00	16:15
14:30	16:45
15:00	17:15
16:00	18:15
17:00	19:15
18:00	20:15
19:00	21:15

鉄ちゃん"垂涎的"の秘境路線

○　ＪＲ山田線（盛岡駅⇔宮古駅）　運賃 1,890 円

盛岡駅発	宮古駅着
11:05	13:04
13:51	15:51
16:32	18:53
18:59	21:27

宮古駅発	盛岡駅着
5:00	7:21
9:31	11:34
15:52	18:00
17:52	20:26

○　夜行高速バス「ビームワン」（品川・浜松町⇔宮古駅）　運賃 9,170 円（要予約）

品川バスターミナル発	浜松町バスターミナル発	宮古駅前着
21:40	22:00	7:25

宮古駅前発	浜松町バスターミナル着	品川バスターミナル着
21:00	6:25	6:45

○　岩手県交通　路線バス盛岡大船渡線（盛岡駅⇔大船渡）　運賃 2,700 円（予約不要）

盛岡駅発	権現堂着
7:10	10:06
12:40	15:36
14:40	17:36
17:10	19:43

権現堂発	盛岡駅着
6:24	8:54
7:24	10:20
12:24	15:20
16:24	19:20

○　岩手県交通　路線バス大船渡ー関線（ー関駅⇔大船渡）　運賃 1,780 円（予約不要）

一関駅発	合同庁舎前着
9:10	11:37
10:40	13:07
12:35	14:59
19:10	21:34

合同庁舎前発	一関駅着
5:27	7:55
8:57	11:25
13:57	16:25
14:57	17:25

○　高速路線バス大船渡仙台線（仙台駅前⇔大船渡）　運賃 2,300 円（予約不要）

仙台駅前発	ｻﾝﾘﾂｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ着
7:20	11:09
9:05	12:54
13:30	17:19
17:50	21:39

ｻﾝﾘﾂｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ発	仙台駅前着
6:32	10:25
8:32	12:25
15:25	19:18
17:30	21:23

○　夜行高速バス「けせんライナー」（池袋駅⇔大船渡）　運賃 8,710 円（要予約）

池袋駅西口発	ｻﾝﾘﾂｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ着
23:00	7:07

ｻﾝﾘﾂｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ発	池袋駅西口着
21:20	5:39

○ＪＲ大船渡線（一ノ関駅⇔気仙沼駅）　ＢＲＴ（気仙沼⇔大船渡）
運賃 1,830 円（予約不要）

一ノ関駅発	気仙沼駅着
5:56	7:25
7:19	8:39
9:43	10:59
10:43	12:07
12:21	13:40
14:45	16:07
16:20	17:43
17:40	19:00
19:04	20:29
20:02	21:21

気仙沼発	大船渡着
7:32	8:38
9:22	10:40
11:22	12:40
12:22	13:40
14:52	16:40
16:22	17:40
17:52	18:58
19:22	20:40
20:40	21:58
21:30	22:48

大船渡発	気仙沼着
5:15	6:33
7:10	8:16
9:35	10:41
10:35	11:41
12:05	13:23
14:05	15:23
16:25	17:31
18:25	19:31

気仙沼駅発	一ノ関駅着
6:53	8:14
8:41	9:59
11:10	12:35
12:19	13:41
14:26	15:38
15:38	16:56
18:00	19:21
20:00	21:23

○　新日本フェリー（敦賀⇔秋田）　運賃は、車種等により異なります。（要予約）
往復割（復路の運賃を 10%割引）等、割引の情報については、HP（http://www.snf.jp/）を御確認下さい。

（北航）週 1 回月曜日のみ

敦賀発	秋田着
10:00	翌日 5:50

（南航）週 1 回日曜日のみ

秋田発	敦賀着
9:00	翌日 5:30

○　太平洋フェリー（名古屋⇔仙台）運賃は、車種等により異なります。（要予約）
早割（乗船日の 28 日前までインターネット予約限定、最大 50%OFF）等、お得なプランは、HP（http://www.taiheiyo-ferry.co.jp/index.html）を御確認下さい。

（北航）隔日運航（４月は偶数日）

名古屋発	仙台着
19:00	翌日 16:40

（南航）隔日運航（４月は奇数日）

仙台発	名古屋着
12:50	翌日 10:30

5　宿舎

(1)　宮古農林振興センター

宿舎　宮古市田鎖仮設住宅
住所　〒027-0036　宮古市田鎖第３地割１



・家賃及び駐車場は無料です。
・電気、ガス、水道の使用に当たっては所定の申し込みが必要です。
　電気　東北電力コールセンター　0120-175-466
　水道　宮古市上下水道部　0193-63-1115
　ガス　興南プロパン　0193-62-1131
・間取りは２Ｋです。（キッチン、バス、トイレ付）【参考資料参照】
・部屋には、ガス台、エアコン、給湯器、カーテン、照明、ＴＶ回線は設置済みです。
・携帯電話や wifi の通信状況は、メーカーによって異なりますので詳しくは現地で御確認下さい。
・必要部屋数は確保しておりますが、３/１時点で、部屋割りについては未定です。

部屋番号	道県	部屋番号	道県	部屋番号	道県
５号棟１号室	北海道	５号棟４号室	長崎県	４号棟２号室	島根県
５号棟２号室	北海道	５号棟５号室	長崎県		
５号棟３号室	長崎県	５号棟６号室	三重県		

・宿舎から宮古農林振興センターまでは、公用リース車両を２台用意しておりますので、乗り合いによる通勤をお願いします。
・荷物を送る場合は、直接仮設住宅にお願いします。

(2)　大船渡農林振興センター農村整備室

宿舎　前田公舎
住所　〒022-0004　大船渡市猪川町字前田9-2



・仮設公舎の公舎料は 4,940 円/月。駐車場使用の場合は、1,310 円/月が加算されます。
・間取りは１Ｋです。（キッチン、バス、トイレ付）【参考資料参照】
・部屋にはガス台、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、カーテン、照明が設置済みです。
・携帯電話は、障害なく通話可能です。
・仮設公舎には、フレッツ光のマンションタイプで工事済みです。
・電気、ガス、水道の使用に当たっては所定の申し込みが必要です。
　電気　東北電力コールセンター　0120-175-466
　水道　大船渡市水道事業所　0192-27-3111
　ガス　有限会社石川ガス　0192-27-3232

6　生活情報

○　食事

【宮古】
庁舎内の食堂の営業時間は、7:30～19:30 となっており、朝食 300 円、昼・夜 500 円程度です。
また、庁舎周辺の食堂は平常通り営業しております。

【大船渡】
庁舎内の食堂の営業時間は、7:30～19:00 となっており、朝食 300 円、昼・夜 500 円程度です。
昼食は、庁舎内の食堂や仕出しの弁当をご利用ください。
→　仕出しの弁当は、毎朝、農林振興センター内で注文を受け付けています。（１食 350～400 円程度）
また、庁舎周辺の食堂は平常通り営業しております。

○　銀行（ATM）、コンビニ、スーパー、ホームセンター、薬局

平常どおり営業しています。
場所については、派遣先の職員にお問い合わせください。

○　放射線量

通常の生活を行う上で問題ない線量です。
※　２月の平均空中放射線量
　宮　古　0.048μSv/hr
　大船渡　0.058μSv/hr

7　準備するもの

○　岩手県が準備するもの

名　称	備　考
① パソコン、プリンター	積算システム導入済み
② 災害関係資料	
③ 積算関係資料	
④ 宿舎からの移動に使用する自動車	燃料を含む
⑤ 宿舎	
⑥ 外業時のヘルメット	※貸与
⑦ 長靴	※貸与
⑧ 雨具	※貸与
⑨ 防寒着	※貸与

※　貸出用（各１着・足）を準備します。

○　各自でご準備いただきたいもの

名　称	備　考
① 作業着	
② 長靴	※
③ 雨具	※
④ 防寒着	※
⑤ 保険証	
⑥ 運転免許証	
⑦ 着替え	
⑧ 寝具	
⑨ 生活消耗品（洗面用具、ティッシュ、ごみ収集袋等）	
⑩ 仕事用のカバン、印鑑	
その他、必要に応じて 家電、炊事用具、暖房等をご用意ください。	

※着任後にサイズを確認し発注しますので、手元に届くまでの間、現在着用されているものをご使用願います。

8　担当業務

(1) 業務内容

農地・農業用施設、農地海岸保全施設の「災害復旧事業」や、災害復旧と併せて行う「ほ場整備事業」の実施を担当していただきます
詳細については、着任後、それぞれの事務所にて説明いたします。

・災害復旧と併せて行う「ほ場整備事業」に係る土地改良事業計画の変更・法手続き等、ほ場整備事業調査計画・実施設計及び換地計画の作成、及び登記事務
・農地海岸保全施設の整備に係る用地買収・補償や各種協議
・農地・農業用施設、農地海岸保全施設及びほ場整備事業に係る工事の設計積算、発注、工事監督、地元調整
・災害復旧事業計画の計画変更

(2) 執務体制（案）

ア　宮古農林振興センター　14名
　農政推進課　用地・換地グループ
　　【岩手県（1）＋三重県(1)＋島根県(1)】
　農地復旧課　農村整備グループ　【岩手県（2）＋北海道(2)】
　　農地復旧グループ　【岩手県（2）＋長崎県(3)】

イ　大船渡農林振興センター農村整備室 28名
　農村整備課　農村整備チーム（吉浜・下矢作地区のほ場整備）
　　農地整備チーム　（小友地区のほ場整備、用地換地）
　農地復旧課　農地復旧第１チーム（陸前高田市の農地・防潮堤の復旧）
　　農地復旧第２チーム
　　（大船渡市、釜石市・大槌町の農地・防潮堤の復旧）
【岩手県（13）＋北海道（2）＋長野県（4）＋静岡県（3）
＋大阪府（2）＋奈良県（1）+和歌山県(1)＋香川県（2）】

組織体制については、皆様の業務経験等をお教えいただいてから、担当業務を決定したいと考えております。

(3)　ＯＡ環境

・全員に１台ずつパソコンを用意しております。パソコンはインターネットに接続しており、メールアドレスも各自に割り当てます。
（パソコン：OSはウィンドウズ７、ワード・エクセル 2010）
・パソコンには、工事積算システム（補助版 REASA　Ver.3.0）及びＣＡＤシステム（武蔵）がインストール済みです。

(4)　業務資料

業務の参考としていただくため、本県で作成した以下の資料を用意しております。

・県が行う土地改良事業の開始手続き等について（事務の手引）
・ほ場整備事業設計積算の手引
・ほ場整備事業標準設計図集
・ほ場整備関連農地流動化推進マニュアル
・農道工事設計積算の手引
・かんがい排水事業設計積算の手引き
・岩手県における農業用用排水路の凍上対策工法標準設計マニュアル
・用地補償例規集
・換地業務必携
・農業土木工事現場必携
　Ⅰ　仕様書編（農業土木工事）
　Ⅱ　仕様書編（施設機械工事）
　Ⅲ　施工管理編

参　考　資　料

1　岩手県農業農村整備関係組織図
2　宮古市田鎖仮設住宅配置図・間取図
3　大船渡地区前田仮設公会間取図
4　復旧に係る取組状況
5　応援職員のための岩手の冬を乗り越える生活ガイド【岩手県職労作成】

応援職員のための 岩手の冬を乗りこえる生活ガイド

このガイドは他の自治体（特に南の県など）からの大震災復興応援のために派遣により岩手に住み、この冬を乗り越えなければならないみなさんに、できるだけ快適に過ごしていただきたく、岩手県職労がまとめたものです。岩手は広く、地域により冬の状況は様々です。今回は、寒さの厳しい地域を中心にまとめていますので、参考にして下さい。
また、わからない内容や詳しく知りたいことがある時は、巻末の県職労書記局や周りの組合員に聞いてみて下さい。

Part Ⅰ　住居について

①水を落とす

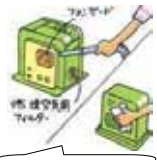
岩手の冬は気温がマイナスになることがしょっちゅうで、日によっては最高気温が０℃以下の日（真冬日）もあります。気温が冷え込む夜間から早朝にかけての時間帯や真冬日の日中など、長時間、水道を使わないでいると水道管の中の水が凍ってしまい、水が出なくなってしまいます。
それを防ぐため、**「水を落とす」＝「水道管の水抜き」**作業をしなければなりません。
水抜きは、蛇口を全開にした状態で元栓を閉めることで、水の位置を元栓まで下げる（落とす）作業です。寒い空気にふれる地上の配管部分の水をなくすことで、水道管の凍結を防ぐことができます。元栓が複数個所ある場合もありますので「落としもれ」のないよう注意が必要です。



建物によっては、水道管に熱線の入った断熱材が巻かれていて、コンセントを差しこむことで凍結を防げるところや、スイッチひとつで水抜きを自動でしてくれる便利な機能のついたところもあります。詳しくは管理人や同じ建物に住んでいる人に聞いてみましょう。
特に、数日間留守にする正月の帰省時や冷え込みの厳しい日には、必ず水抜き作業を行うようにしましょう。
もし、凍結してしまった場合は、無理に溶かそうとすると、水道管そのものが破裂することがよくあります。その時は、専門の業者（各自治体指定の水道工事店など）に依頼して、解氷作業をしてもらう必要があります。（解氷作業には数千円かかりますが、水道管そのものが破裂すると数万円の出費になってしまいますので要注意です。）
水道が出ないと顔も洗えないし、トイレも使えなくなります。そうならないよう、天気予報に注意し、「水を落とす」作業を忘れないように気を付けましょう。飲み会の夜は忘れてしまうことが多いので、特に注意して下さいね。
◎対象地域：県内全域（特に奥州市より北の内陸地域、宮古市より北の沿岸地域）

②暖房器具

寒い冬を快適に過ごすためには、部屋を暖める暖房器具が重要です。岩手で生活している人の暖房事情は次のとおりです。



ア　石油ファンヒーター

もっともポピュラーかつ必要不可欠な暖房器具として使用されています。ただ、部屋が乾燥しやすい、結露が起きやすい、定期的な換気が必要、などの注意事項があります。建物によっては石油ストーブ使用禁止の場所もあるので、使用については管理人、周りの住人に確認を。

イ　反射式石油ストーブ



震災以降、電気を使わない暖房器具として人気があり、複数のストーブを持つ場合、1台は反射式ストーブを選ぶ人も増えています。

ファンヒーターと比べ、温まるまでの時間がかかることや石油の消費が早いという不便さもありますが、一方向に温かい空気を送るファンヒーターよりも、部屋全体が熱の対流により暖まるという利点もあります。

また、ストーブの上にヤカンや鍋を置くことで、乾燥防止やお湯を常備できたり、煮込み料理に使ったり、便利な面もあります。ただし、ストーブ自体が熱くなるので、洗濯物や燃えやすいものを近くに置かないようにするなど、火災に対する注意が必要です。

ウ　電気こたつ

居間のテーブル代わりにも使用します。部屋全体を暖めるわけではないので、ストーブと併用することが多いです。寒さが厳しい地域では、「ストーブ＋こたつ」が標準仕様と言っても良いでしょう。部屋に合ったサイズのもので、電気消費量が低いもの、タイマー付（つけっぱなし防止）のものがお勧めです。こたつに入ったまま寝てしまうと風邪をひくことがありますので注意しましょう。



エ　ホットカーペット

居間に敷き、暖をとります。これも部屋全体を暖めるわけではないので、こたつの場合と同様にストーブと併用で使います。中には「ストーブ＋こたつ＋ホットカーペット」としている人もいます。

こたつより温まらないという人もいますが、ひざ掛けを使えばこたつ並みに温かくなります。やはり、部屋に合ったサイズで、電気消費量の低いもの、タイマー付のものを選ぶと良いでしょう。

オ　電気ストーブ、エアコン



岩手の厳しい寒さを電気ストーブやエアコンだけで乗り切るのは厳しいと思います。やはり、こたつ、ホットカーペットを併用する必要がありますが、電気の消費量が膨大で、費用がかかり環境的にも経済的にも負荷がかかります。

ただ、建物によっては石油ストーブ禁止というところもあり、その場合はこれを選択せざるを得ないことになります。

◎対象地域：県内全域

③結露



室内と外気の温度差が大きくなると発生します。冷たいコップの周りに水滴がつくのと同じ原理です。窓枠に水滴がたまり、明け方になると水滴が凍ってしまい、窓が開かなくなることもあります。建物によっては、玄関のドアも凍りつき開かなくなることがあります。そんな時はお湯をかけて溶かしますが、後始末などいろいろ面倒です。

対策としては、**結露防止シート**を張ったり、**結露取りワーパー**や**吸水クロス**を使いこまめに水滴を取る作業が必要です。結露をそのままにしておくと、カビの原因にもなります。

また、結露は窓だけでなく、押し入れの中などにも発生しますので要注意です。

◎対象地域：原則県内全域（特に奥州市より北の内陸地域、宮古市より北の沿岸地域）

④除雪



岩手では雪が積もります。積もる量は地域によりかなり差があります。積もった雪は生活の邪魔になるため、除雪しなければなりません。建物の周りや、駐車場は原則そこに住んでいる人で除雪します。そこで、一家に一つは**除雪用のスコップ**が必要です。種類は様々ありますが、雪を押すタイプよりもプラスチック製のスコップタイプが軽くて使いやすいです。可能であれば除雪時に履く長靴も欲しいところです。除雪する時間は出勤前、帰宅後すぐなど、雪が降った直後の方が雪が軽く除雪しやすいため、時間を選ばず行うことをお勧めします。特に公舎に住んでいる方は除雪当番があり、当番の日は朝出勤前に除雪することになっています。

◎対象地域：沿岸南部を除く岩手県全域

Part Ⅱ　通勤・職場生活

①身支度

冬の通勤は寒く、道路も積雪や凍結で歩きづらくなります。**防寒対策の上着**はもちろんですが、凍結した道を歩く時はポケットに手を入れて歩くのは非常に危険ですので、**手袋**が必要です。また、**靴底に凹凸の付いたすべりにくい靴**も必需品です。



上着は軽くて暖かいものが良いですし、雪が降る中を歩くこともあるので、フード付きのものが便利です。撥水効果があればなお良いと思います。ちなみに、岩手では気温が低く乾燥した雪のため、雪が降っても傘を差さない人が多いです。

また、首元を温める**マフラー**や**ネックウォーマー**も寒さをしのぐのに有効です。耳も冷たくなるので、**耳あて**や**ニット帽**の着用をお勧めします。



装備は増えますが、その分快適度は増します。

◎対象地域：県内全域

②ウォームビズ

冬期の庁舎は暖房温度が 19 度に設定されています。しかし、外気が入ったり、空調の都合であったり、実際にはもっと低い気温の中での業務となる場合があります。

そこで、温かい衣服で仕事をして良いという「ウォームビズ」の登場です。上着の下に発熱効果のある服を着たり、セーターやカーディガンを重ね着するなど、各自で工夫して寒さに対応することになります。薄い素材の発熱保温肌着は特に女性にお勧めです。軽くて暖かいので**フリースの上着**は人気があります。派手なものでなければ大丈夫です。また、靴下の重ね履きも有効だと思います。



さらに、**湯たんぽ**や**ひざ掛け**を使うと、より暖かです。

なお、事務所の暖房ですが、勤務時間終了前に切れ、その後は余熱頼みとなります。残業のために各事務所に石油ストーブが準備されていますが、十分な暖を取れないことが多いです。その際は、防寒用のズボン（中綿があったり、発熱効果があるもの）が有効です。頭寒足熱で、暖房が無くても比較的温かく過ごすことが出来ます。

そんな寒い中で残業せずに早く帰宅するのが最も有効であることは言うまでもありませんが…。

◎対象地域：県内全域

③公共交通機関

冬は交通渋滞が起こりバスは遅れることが多く、特に雪が降った朝は、通常であれば 20 分のところが 1 時間かかることもしょっちゅうです。雪が降った日は思い切って歩くか、遅れることを見越して早く出発するといった対応を迫られることになります。出発地は天気が良くても、途中で天候が悪化するなど、冬の天気は変わりやすいことも頭に入れておくことが必要です。長距離バスを利用して帰省するときも同様ですので、ゆとりを持って移動することを心がけましょう。

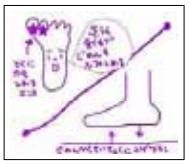
電車には渋滞がありませんが、降雪による視界不良や強い風雪により遅延が増えます。

◎対象地域：県内全域

④凍結路面

凍結路面は２種類あり、どちらも通行に注意が必要です。

１つは、好天により積雪が溶け、その後の気温の低下によりそれが凍ってしまった路面です。除雪車が通過した直後の路面も、凍結部分を削り取るため、似たような路面になります。このようなスケートリンクのような路面を「アイスバーン」と言いますが、岩手では「てろてろ」や「てらてら」と表現することが多いです。「てろてろ」の道路では、すべりにくい冬用の靴でも歩くのは難しくなります。転ばないで歩くコツは小股でちょこちょこ歩くこと。イメージはペンギンです。



もう１つは、冬の始めと終わりに見られる「ブラックバーン」です。

路面に雪がなくても、日中に降った雪が溶けたり、春先には、日中の雪溶け水が夕方になって凍結してしまうことがよくあります。透明な氷が道路を覆うため、乾いた路面との区別がつきにくくなります。積雪路面ではないからと油断して走行すると、思わぬところで滑ったりすることがあり、冬の事故の多くの原因になっています。

冬の路面は「滑る」と思って、安全運転を心がけることが一番です。

◎対象地域：県内全域

Part Ⅲ　車の冬支度

①スタッドレスタイヤ

冬の車走行には、**「スタッドレスタイヤ」**が必需品です。スタッドレスタイヤは、通常のタイヤよりゴム質がやわらかく、溝が細かく組まれ撥水性に優れた冬期間用のタイヤで、メーカーによって様々な特色があります。



スタッドレスタイヤは、4～8 万円程度の費用がかかりますが、最近は、リサイクル（中古）のスタッドレスタイヤもあり安価で手に入ります。ただし、製造から年数が経過すると、ゴム自体が硬くなり、規定以上の溝があっても滑りやすくなりますので、購入にあたっては車の利用頻度等を勘案して検討して下さい。

さらに、チェーンもあれば…

積雪が多く、路面凍結が厳しい地域で車を走らせる場合は、**「チェーン」**の装着がより有効となります。ワンタッチで装着できるものから、鎖状のものまで種類・価格ともに多くのものがありますので購入の際は走行条件と合わせて販売店の方にご相談下さい。

ただし、「スタッドレスタイヤ」も「チェーン」も、「滑らない」のではなく「滑りにくい」だけで、完全ではありません。過信は禁物です。

◎対応地域：県内全域

②ウィンドウウォッシャー液

冬期間の走行時には様々なものが運転席の窓に撥ねてきます。比較的気温の高い日には、泥や融雪剤の混じった雪水が付着することも多く、乾燥してくると窓ガラスが白くなり視界の妨げとなる場合があります。

そんな時にウォッシャー液を出そうとしても通常のウォッシャー液や、節約しようと水道水を入れたりしている場合は、液そのものが凍りついてしまい必要なときに使用できない事態になることがありますので、必ず**「低温対応（不凍液入り）のウォッシャー液」**を補充してください。

安いと思って買ったら、低温に対応してないため、車の中で凍ってしまうこともありましたので、注意が必要です。

◎対応地域：県内全域

③ワイパー

降雪時や気温が氷点下になる時に、ワイパーを立てずに長時間駐車しておくと、ワイパーブレードそのものに雪が挟まったり、凍り付いたりして、ワイパーが動かなくなることもあります。無理に剥がそうとすると、ゴムが切れてワイパーの役を果たさなくなってしまうこともあります。冬期間の駐車時には、必ずワイパーを立てておきましょう。



こうしておかないと、ワイパーが凍り付いてしまう!!

ただし、積雪後に気温が上がると、ルーフ上に積もった雪が前方に滑り落ちてワイパーを折ってしまうことがあるので、車と気温の状況によって使い分けが必要です。

また、ブレード全体がゴムで覆われ、中に水が入りにくい構造になっている**「冬用ワイパー」**と呼ばれるものがあります。激しい降雪時には通常のワイパーだと、走行中に雪がくっ付いてしまい、ワイパーの効果がなくなることがありますので、冬用ワイパーの装着をお勧めします。ただ、値段は１本3～4千円しますので、必要かどうか判断して購入して下さい。

◎対象地域：沿岸南部を除く県内全域

④車の雪払い（スノーブラシ）

車に積もった雪はきれいに掃き取る必要があります。視界を確保するために窓部分の雪払いは当然のこと、ブレーキランプやウインカー部分等の周囲に意思を伝える装置の雪も十分に取り除いてください。そうしないと、視界を妨げたり、走行中に路上に雪を落とし後続車に危険を与えたりと、運転の支障になります。

特に屋根の上に雪を乗せたまま走ると、車の暖房で溶け始め、ブレーキを踏んだ際にフロントガラスに雪崩が起き、突然前が見えなくなることがあります。雪は思ったより重いため、大量の雪が落ちると、ワイパーは全く動かず、非常に危険です。



車に積もった雪を掻き取るのに便利なのが**「車専用の雪払いブラシ（スノーブラシ）」**です。雪を掻き取り、氷をかき取ることが出来ます。カー用品店やホームセンターで売っていますので、１台に１本常備した方が良いです。

さらに、車のマフラー付近に払った雪を積んで置かないようにしてください。車の暖気運転中に排気ガスによって、一酸化炭素中毒で…などの危険があります。

Part Ⅳ 冬の楽しみいろいろ

①スキー

岩手には、スキー場がたくさんあり、冬の楽しみの１つになっています。特に岩手のスキー場は、どこも「パウダースノー」で雪質が良く、全国のスキーヤーやボーダーに人気が高いのも特徴です。

主なスキー場
- 安比高原スキー場（八幡平市）
- 八幡平リゾートパノラマスキー場 &下倉スキー場（八幡平市）
- 雫石スキー場（雫石町）
- 岩手高原スノーパーク（雫石町）
- 網張温泉スキー場（雫石町）
- 夏油高原スキー場（北上市）
- 奥中山高原スキー場（一戸町）
- 花巻市鉛温泉スキー場（花巻市）

職場の仲間や、組合のレクリエーション企画などで行くこともありますが、問題になるのはスキー用具です。ゴーグルや帽子、手袋はそれほどではありませんが、スノーボード又はスキー板、靴、スキーウェアは非常に高価で、何度行けるかわからないのに、そんなに投資していられないということになります。そんな時は、スキー場のレンタルを活用しましょう。ほとんどのスキー場ではスキー板、靴、ストック、スノーボードのレンタルをしています。サイズを言えばぴったりのものを出してもらえます。中にはスキーウェアのレンタルもありますので、事前に調べておけば便利です。

また、スキーで汗をかいた後に温泉に行く人も多いです。スキー場付近の温泉もチェックして、一緒に楽しんではいかがでしょうか。

ただし、スキー帰りは疲れて事故を起こしやすいので、車の運転は特に注意して下さい。

②スケート

スケートも冬の楽しみの１つです。スキーほど人気はありませんが、気軽に出来るウィンタースポーツの一つです。スケート靴もレンタルがありますので、手袋と転んでも良い服装で挑んでみてはどうでしょうか。スキーと違って気になる人と、手をつなぐチャンスも……。

ちなみに、スケート靴にも種類があり、フィギア、ホッケー、スピード、ハーフスピードなど。初心者にはフィギアかホッケーが良いと思います。詳しくはスケート場の係の人に聞いてみるのも良いでしょう。

主なスケート場
- 県営スケート場（盛岡市）
- 盛岡市アイスアリーナ（盛岡市）
- 県立県北青少年の家（二戸市）
- 石鳥谷アイスアリーナ（花巻市）
- みどりの郷（金ケ崎町）
- 千厩アイスアリーナ（一関市）

③雪まつり

毎年２月に雫石町の小岩井農場で「雪まつり」が開催されます。札幌ほどではないですが、雪像が出来たり、かまくら体験が出来たり、雪を満喫するイベントになっています。会場内では県内各地の冬の味覚が満載の出店や催し物等もあるので、事前に情報を集めて、寒くない服装で行ってみましょう。

ちなみに、雪像は自衛隊や地域の様々な団体が作ります。毎年ニュースになるので、情報をチェックしておけば、いつ開催されるかわかりますよ。

④わかさぎ釣り

毎年１月末から３月中旬まで岩洞湖（盛岡市玉山区薮川）で午前５時から日没まで氷上わかさぎ釣りを楽しむことが出来ます。解禁日は氷の厚さによって毎年異なるので漁協（岩洞湖漁業協同組合（岩洞湖監視所）℡019-681-5678）に確認してからお出かけ下さい。必要なものは、遊魚承認証（日券５００円、年券５，０００円）、テント、暖房（いらない人も居ますが、あった方が無難。テントの中で暖房をする場合は換気が重要）、わかさぎ用の釣竿と釣り糸、わかさぎ釣り専用ドリル、餌、防寒着、防寒用長靴、道具を載せるソリです。テレビでよく屋外で氷上に座り、穴に釣り糸をたらしてわかさぎ釣りをしている姿を見ますが、薮川は本州で最も気温が低い地域で、マイナス 20 度超もしょっちゅうです。ですからテントは必需品です。レンタルもあります。



１回糸をたらして、複数匹釣れた時の喜びはひとしおです。あれよあれよと、休む暇なく釣れる時もあれば、竿がピクリとも動かない時間が延々と続く時もあります。小さい魚の食いつきは微妙ですから、微々たる竿のひきを見逃さないことです。いろいろ道具も必要ですし、コツもありますから、経験者と一緒に行くことをお勧めします。（と言うか、雪道を運転したことが無い方は、岩洞湖まではたどり着けないと思われます。）０匹～２００匹程度の釣果があり、上級者は４００匹以上釣る人もいます。

岩洞湖の他に、２月に２～３週間程度大志田ダム（一戸町）でわかさぎ釣りを楽しむことも出来ます。こちらのわかさぎは例年岩洞湖より小ぶりですが、上級者でなくとも３００匹以上の釣果があることも。解禁期間は漁協に確認して下さい。

遊魚承認証は必ず購入して下さいね。漁協が確認しにテントを訪問します。ただで遊ぼうなんて考えちゃダメですよー。バレたら倍額取られます。

⑤こたつでテレビ

「寒いので外に出たくない」という方は、部屋の中で暖まりながらテレビを見るのはいかがでしょうか。特に、岩手の御当地ヒーロー「鉄神ガンライザー」がお勧めです。まだまだメジャーというわけではありませんが、岩手の風土・歴史をモチーフに、県内各地、有名どころを回り撮影しています。現在、テレビ岩手系列（４チャンネル）で毎週日曜日、朝７：30 から「らどんば」の中で放送しています。朝早いですが、こたつに暖まりながらご覧ください。

最後に

このガイドは、岩手の冬の一部しか表していませんので、もっとこんな情報が欲しいとか、こういうことも載せた方が良いとか、皆さんの意見をお聞きしながら、より良いガイドにしたいと思います。

岩手県では来年度以降も全国に職員派遣をお願いしていますので、来年度来る方への新たなガイドとしても活用することも考えています。

要望、意見について、各庁舎にある県職労書記局か、下記メールアドレスまでお寄せ下さい。

岩手県職員労働組合　本部　盛岡市内丸 10-1　県庁１２階
TEL０１９－６５４－５８００　庁内内線６４２０・６４２１・６４２２・６４２４
アドレス：webmaster@iwatekensyoku.or.jp

支部名	場　所	電話番号	担当書記
県庁支部	盛岡市内丸 10-1 県庁１２階	直通 019-653-5612 庁内内線 6423	中軽米
盛岡支部	盛岡市内丸 11-1 盛岡地区合同庁舎６階	直通 019-654-3481 庁内内線 6775	庭　田
花巻支部	花巻市花城町 1-41 花巻地区合同庁舎２階	直通 0198-23-3103 庁内内線 310	佐々木
北上支部	北上市芳町 2-8 北上地区合同庁舎２階	直通 0197-65-0174 庁内内線 286	目　時
胆江支部	奥州市水沢区大手町 1-2 奥州地区合同庁舎１階	直通 0197-25-8295 庁内内線 370	八重樫
一関支部	一関市竹山町 7-5 一関地区合同庁舎１階	直通 0191-21-2036 庁内内線 360	藤　野
気仙支部	大船渡市猪川町字前田 6-1 大船渡地区合同庁舎１階	直通 0192-27-1313 庁内内線 286	熊　谷
釜石支部	釜石市新町 6-50 釜石地区合同庁舎１階	直通 0193-25-1283 庁内内線 286	太　田
宮古支部	宮古市五月町 1-20 宮古地区合同庁舎付属棟１階	直通 0193-62-3143 庁内内線 371	北　川
久慈支部	久慈市八日町 1-1 久慈地区合同庁舎１階	直通 0194-52-0270 庁内内線 350	久　保
二戸支部	二戸市石切所字荷渡 6-3 二戸地区合同庁舎１階	直通 0195-23-8260 庁内内線 353	阿　部

第５節　要望活動・情報発信（第７章関連）

1　平成 23 年東北地方太平洋沖地震に関する緊急要望（平成 23 年 3 月 27 日）

東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部
本部長　菅　直人 様

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に関する
緊急要望

平成 23 年 3 月 27 日

岩手県災害対策本部　本部長
岩　手　県　知　事　達 増 拓 也

平成２３年３月１１日に発生した三陸沖を震源とする平成２３年東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード９．０と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

特に本県においては、地震によって発生した大津波が沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、被害の全容は未だ判明していないものの、その状況は筆舌に尽くしがたいものとなっています。

また、家屋は流出、倒壊、焼失し、未だ電気、水道、交通・通信網などのライフラインが寸断されている地域が多数あるほか、**ガソリン等の燃料不足**や生活物資の不足も加わり、県民の不安解消の見通しも立たないところです。

本県では、「岩手県災害対策本部」を設置し、国、関係市町村及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、全力を挙げて緊急対策に取り組んでいるところですが、今回の大地震災害は、都道府県や市町村において対応できる範囲を大きく超えるものとなっております。

ついては、国におかれましては、復旧対策、さらには復興対策まで全力を挙げて取り組まれるよう、強く要望いたします。

また、国が前面に立ち、復旧に当たっての基本方針に加え、税財政措置や規制緩和、社会資本への重点投資などを盛り込んだ災害復旧対策特別措置法の制定とともに、下記の災害復旧対策等の税財政措置等を主体的に講じられますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1　**災害復旧事業等に係る地方財政措置等の拡充**
本県や県内市町村は、自主財源に乏しく、全国と比較して財政力が低い状況にあるが、今後、災害復旧事業等を実施するに当たり、莫大な財政需要が生じることが見込まれ、財政状況が危機的な状況に陥ることも想定されることから、これまで以上の各種事業に係る国庫補助・負担率の引き上げや、地方負担に係る特別の地方債の発行など、地方財政措置等の拡充を行うこと。

2　**ライフラインの早期復旧と燃料の確保**
県民生活の基盤となる電気やガス、水道、交通・通信網などのいわゆるライフラインが県内各所で寸断され、また、重油やガソリン、灯油等の燃料が確保されず、未だ正常な生活が営めない状況にあることから、これらの早期復旧に向けて強力に支援を行うこと。

3　**県民生活への総合的支援**
甚大な被害を受け、今後の避難生活が長期化する可能性が高いことから、被災地域で生活する方々や災害支援を行う方々の生活必需品や医薬品等の調達について主体的に支援を行うこと。
また、応急仮設住宅の建設等への支援や当該住宅入居者の負担軽減、さらには被災者の一次避難所から宿泊施設等の二次避難所への移送に係る支援を行うこと。

4　**災害廃棄物（がれき）の早期処理**
被災地が広範囲かつ壊滅的な状況であることから、市街地や湾内などのがれき等の災害廃棄物の早期処理と当該費用に全面的な財政的措置を講じること。

5　**医療体制の確保と医療施設や社会福祉施設等の早期復旧**
災害拠点病院等の診療体制や透析医療機関機能の維持のための物資提供、社会福祉施設や介護老人保健施設等への物資確保支援を講じること。
また、今回の甚大かつ大規模な災害に鑑み、医療施設や社会福祉施設等の災害復旧支援を行うこと。

6　**地域産業の復旧・復興支援**
被災した地域産業の事業継続のための大型補助制度の創設など、ハード・ソフト両面にわたる総合的な支援措置を講じるとともに、地域の雇用の維持・拡大につながる手厚い支援を行うこと。
特に、今回壊滅的な被害を受けた沿岸地域の重要かつ基幹となる産業である水産業の再生は沿岸地域の復興の礎となるものであることから、幅広く抜本的な施策を講じ、漁協体制の再構築を含む水産業全体の復興に向け、国の総力により、国家プロジェクトとして取り組むこと。

7　**公共土木施設等の早期復旧**
道路や港湾、汚水処理施設等の公共土木施設などの早期復旧や早期復旧に向けた支援措置の充実を図るとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧等について、事務手続きの簡素化や事業期間の延長などの見直しを行うこと。

8　**文教環境の復旧支援**
被災した児童生徒に対し、心を支えるためのスクールカウンセラー派遣等への十分な支援、就学奨励金や助成金による就学援助、教科書・教材等の支給などの学業等に対する支援を講じること。
また、児童生徒数の激変に対する教職員定数の弾力化と復興に向けた教職員の加配措置を講じるとともに、文教施設の災害復旧に対する財政支援を行うこと。

9　**被災市町村に対する人的・財政的支援**
庁舎の損壊や消失、職員の被災等により、行政体制や行政機能に支障が生じている市町村に対して、他の自治体から職員を派遣するなどの人的支援体制を全国レベルで講じるとともに、庁舎、備品等の整備に対する財政的支援を行うこと。

2　平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による農林水産関係被害に関する要望書（平成23年4月14日）

農林水産大臣
鹿野　道彦　様

平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による農林水産関係被害に関する要望書

平成２３年　４月１４日

岩手県災害対策本部 本部長
岩　手　県　知　事　達　増　拓　也

平成２３年３月１１日に発生した三陸沖を震源とする平成２３年東北地方太平洋沖地震及び津波は、マグニチュード９．０と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

本県においては、地震によって発生した大津波が、沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、被害の全容は未だ判明していないものの、その状況は、筆舌に尽くしがたいものがあります。

この地震及び津波による本県農林水産業への被害は、４千２百億円に及ぶものと推定しておりますが、とりわけ水産業については、漁船、定置網等の漁具、魚市場、冷凍・冷蔵施設、水産加工施設など、生産から流通・加工に至るすべての段階で壊滅的な被害を受け、県・市町村において対応できる範囲を大きく超えるものとなっております。

本県では、４月１１日に「岩手県東日本大震災津波復興委員会」を設置し、「被災者の人間らしい『暮らし』、『学び』、『仕事』を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障する」とともに、「犠牲者の故郷への思いを継承する」ことを基本原則とし、水産業等の復興を大きな柱の一つに据えた復興ビジョン及び復興計画の策定に取り組んでおります。

今般の災害により壊滅的な被害を受けた水産業等の再生は、本県沿岸地域の復興に向けた礎となるものであり、地域経済の復興に必要不可欠であります。

国におかれましては、生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めたすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、総力を挙げて取り組まれることを強く要望します。

記

Ⅰ　水産業の復旧・復興に向けた国家プロジェクトの実施について

1　漁業と流通・加工業の一体的な再建

(1) 大津波により甚大な被害を受けた水産業では、漁船、漁港、養殖施設、流通、加工施設等、水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な状態となり、水産業を基幹とする沿岸地域の産業及び生活基盤が失われたことから、水産業の両輪である漁業と流通・加工業の一体

的な再建に向けた国の総力を挙げた国家プロジェクトの実施

(2) 既に着手した各種復旧措置に対する遡及的支援の実施

2　漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開

生産者の指導母体となる漁協機能を早期に回復するため、漁協事務所、共同利用施設を整備するほか、漁船、漁具等の個人施設についても、地域漁業の重要な生産手段として漁業協同組合が一括再整備し、組合員に無償で貸し出し、共同利用に供するシステムを構築するなど、漁業協同組合を核とした漁船漁業、養殖業の円滑な再開に向けた支援の実施

3　水産基盤施設等の復旧・復興

水産業の復興に欠かせない漁港等の水産基盤施設については、早急な復旧・復興に向けた全面的な支援

4　漁業者等の生活補償等

生活の基盤とともに生活手段を失った漁業者等に対し、就労が軌道に乗るまでの緊急雇用制度の拡充や雇用の場が確保されるまでの間の所得補償を実施するとともに、水産加工業者の事業再開に向けた資金及び補助制度の充実

Ⅱ　農業・農村の復旧・復興対策について

1　農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

農業生産基盤の早期復旧に向けた災害復旧制度や地方財政措置等の大幅な拡充・強化、及びリアス式海岸特有の地域条件を踏まえつつ、安全・安心な防災機能を備え、かつ、農林水産業と生活空間が適切に調和した、新たな地域づくりに向けた国の全面的な支援の実施

2　被災地域における早期営農再開に向けた支援

被災地の農業協同組合等が、営農再開に必要な機械・施設等を整備し、無償貸与する場合、その購入経費を全額助成するなど、被災農業者の負担軽減措置の実施

3　制度資金における被災農業者の負担軽減

農業制度資金について、無利子化又は金利の引下げ、貸付限度額の引上げ及び償還期間の延長など融資条件の緩和、並びに既存借入金の償還期間の延長及び償還猶予期間の利息の減免など、被災農業者の負担軽減措置の実施

4　市町村等が整備した交流施設等の復旧の支援

市町村等が国庫補助事業を活用し整備した総合交流施設・産地直売施設等について、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」による復旧対策事業の対象とするなど、特例的な助成制度の創設

5　農業法人等での被災者雇用の促進

農業法人等が、被災者を雇用する場合に新たな就業先が確保されるまでの間、その給与と雇用保険等に要する経費に対して国が全面的に支援する制度の創設

6　被災市町村における産地づくりに向けた総合的な支援

被災市町村の復興計画に位置付けられた、園芸や畜産のモデル団地の形成に必要な施設用地の造成、機械・施設等の整備に要する経費に対して国が全面的に支援する制度の創設

7　農業者の経営再建に向けた支援

燃料や飼料不足に伴う生乳廃棄、家畜の死亡に対する損失補てん対策及び枝肉重量・肉質低下等による収益性の悪化に対する支援対策の実施

Ⅲ　森林・林業、木材産業の復旧・復興対策について

1　公共土木施設等の復旧の支援

(1) 市街地が高潮等の危険に常にさらされている九戸郡野田村前浜地区防潮堤の応急工事の早期実施と、今回の大津波の規模を十分に勘案した恒久的な前浜地区防潮堤の早期完成

(2) 林野関係災害復旧事業に対する補助率の引上げ及び地方負担に対

3　平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波災害に伴う農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに関する要望書（平成 23 年 4 月 16 日）

農林水産省 農村振興局

局 長　吉 村　馨　様

平成２３年東北地方太平洋沖地震及び津波災害に伴う

農業生産基盤の早期復旧と
新たな農村づくりに関する要望書

平成 23 年 4 月 16 日

岩手県災害対策本部 本部長
岩 手 県 知 事　達 増 拓 也

1　被災住民が農林水産業をはじめとする就業の場を確保しつつ、今後においても地域に居住し、安全・安心な暮らしを享受していけるよう、新たな地域づくりに向けた事業予算を重点配分するなど全面的に支援すること
(1) 防災機能の強化に向けた農地海岸保全施設の整備について、東日本大震災による津波の規模を斟酌した防災設計基準等を早急に確立し、国の全額負担による早期復旧
(2) 被災地の早期復旧や新たな地域づくりの一翼を担う、農業農村整備対策予算等の重点的な配分

2　沿岸地域の食料供給力の維持・確保に向け、地盤沈下した農地や用排水路等の早期復旧や、塩分など農作物の生育に障害を及ぼす物質の除去に対し、万全の対策を講じること

3　未曾有の大災害に的確に対応し、被災地域を早期に復旧・復興させるため、農地・農業用施設災害復旧事業等の制度の見直しや拡充を行うこと
(1) 地震により被災した農地や農業用施設を含む、すべての農業生産基盤の早期復旧に向け、国の全面的な財政支援
(2) 災害復旧事業及び災害関連事業に係る限度額の撤廃
(3) 災害査定や計画変更等に係る事務手続きの簡素化や事業期間の延長等
(4) 被害調査や査定設計委託等に要する経費に対する全面的な財政支援
(5) 災害復旧事業に係る工事雑費や事務費等への国庫補助の復活
(6) 激甚災害の指定に伴う特別財政援助の対象に、農業集落排水施設を追加

4　各種事業に係る国庫補助・負担率の引き上げや地方財政措置等の拡充など、被災地域の農業者への全面的な財政支援を行うこと
(1) 災害関連事業や被災地域の復興に向けて実施する農業農村整備事業等に対する全面的な財政支援
(2) 被災した農業者等の土地改良事業負担金や土地改良区賦課金等に対する全面的な財政支援
(3) 被災した土地改良区事務所や農業者等が共同で利用する施設及び設備の再建、並びに復興に係る体制強化に対する全面的な財政支援
(4) 農業農村整備事業等を実施中の農地・農業用施設等の被災に対する災害復旧事業の適用
(5) 地震に伴う地殻変動により補正が必要となった確定測量成果等の追加作業に対する全面的な財政支援

農林水産省 農村振興局

農地・農業用施設等生産基盤の早期復旧及び
新たな農村づくりに向けた支援措置の充実について

3 月 11 日発生の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波は、県内の広範囲に亘り大きな打撃を与えており、特にも沿岸地域を襲った津波による被害は、人命や財産に加え、住民の生活・産業基盤の全てを奪い去るなど筆舌に尽くしがたいものとなっております。

農業分野におきましても、沿岸 12 市町村の農地 1,800ha 余にあっては、土砂やヘドロの流入、がれきの堆積に加え、塩害や農業施設・機械等の流出により、農地や生産施設など生産基盤の全てを失いました。
かねてより、農業就業者の減少・高齢化により活力が減退し、耕作放棄地が拡大していた当地域は決定的な打撃を受け、地域の農業者は、復旧の意欲をも喪失している状況にあります。
さらに建設以来、地域の住民と農地の安全を守ってきた農地海岸保全施設の多くは破堤など壊滅的な被害を受け、沿岸住民は度重なる余震と津波の再襲に大きな不安を抱いております。

日本でも有数の景観を誇る三陸海岸は、世界三大漁場の一つであり、住民はリアス式海岸特有の狭あいな平場に住居と農地を求め、「半農半漁」により生計を立てながら、地域社会を維持して参りました。
よって、漁業とともに農業が復旧することが、地域の復興の足がかりとなり、そのことが食料の安定供給や国土保全につながるものとなります。
ついては、壊滅的な被害を受けた三陸沿岸地域が、自らの力で再生に向かって行けるよう、農地・農業用施設及び農地海岸保全施設の復旧に万全の対策を講じていただきますよう強く要望いたします。

一方、今回の大震災は、本県の内陸部においても、国営農地総合開発事業須川地区をはじめとする農地やため池等での地割れ、パイプラインの損壊、農業集落排水施設の破損など、数多くの農地・農業用施設等が被災しており、今春からの営農とともに、生活環境への支障も生じております。
当地域は、本県の穀倉地帯であり、我が国の食料供給基地としての役割も担っておりますことから、早期の復旧に向け、手厚い支援を講じていただきますよう併せて要望いたします。

4　東日本大震災津波に関する要望書（平成 24 年 3 月 24 日）

復興大臣
平野　達男　様

東日本大震災津波に関する要望書

平成 24 年 3 月 24 日

岩手県知事　達増　拓也

東日本大震災津波に関する要望項目

【重点要望項目】

Ⅰ 横断的事項
1　復興特区制度の柔軟な運用 …… 2
（全省庁）
2　地方の創意工夫による「復興交付金」の柔軟な活用等 …… 2
（復興庁）
3　復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保 …… 3
（総務省）
4　被災地復興のための人的支援 …… 3
（全省庁）

Ⅱ 安全の確保
5　災害廃棄物（がれき）の広域処理に向けた支援等 …… 3
（環境省）
6　災害復旧事業の制度改善等 …… 4
（国土交通省）
7　地域の実態に即した復興まちづくりの推進 …… 4
（国土交通省）
8　復興事業としての社会資本整備等の促進 …… 5
（国土交通省・総務省）
9　鉄道の早期復旧及びいわて花巻空港の路線維持・拡充に向けた国の全面的な支援 …… 6
（国土交通省）
10　再生可能エネルギー導入促進に向けた支援 …… 7
（経済産業省）
11　原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化 …… 7
（全省庁）

Ⅲ 「暮らし」の再建
12　被災者の生活再建に対する支援 …… 8
（内閣府・厚生労働省・国土交通省・総務省・復興庁）
13　被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援 …… 9
（厚生労働省）
14　医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援 9
（厚生労働省）
15　文教環境の復旧・復興支援 …… 10
（文部科学省・復興庁）

Ⅳ 「なりわい」の再生
16　農林水産業の復旧・復興支援 …… 11
（農林水産省・文部科学省・厚生労働省）
17　被災企業等への支援策の拡充 …… 13
（経済産業省）
18　「産業再生特区」等による東北（岩手）地域への産業集積支援 …… 14
（復興庁・経済産業省）
19　TOHOKU 国際科学技術研究への支援 …… 14
（内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省）
20　観光振興に向けた支援策の拡充 …… 15
（国土交通省）

東日本大震災津波に関する要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波は、平成 23 年 3 月 11 日の発災から 1 年が経過し、現在、被災地では復旧・復興に向けて全力で取り組んでいるところですが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

本県においては、沿岸地域を中心に、現時点（3 月 21 日現在）で、尊い命が失われ、また、未だ行方不明となっている方々が約 6,000 人と、その人的被害は極めて甚大であるほか、家屋の流失・倒壊等、家屋被害も 2 万 4 千棟を超えており、被災地の方々にあっては、厳寒の季節の中、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として、厳しい状況に置かれております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からのご支援とご協力のもと、3 月以降計 12 次にわたる補正予算を編成するとともに、8 月に策定した「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づく取組を進めてきたところであり、「復興元年」となる平成 24 年度においても、過去最大規模となる当初予算を確保し、復旧・復興に向けた取組を力強く推進していくこととしておりますが、本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、甚大な被害を受けた被災地では、引き続き国の強力な支援が必要であります。

国におかれましては、これまでの補正予算措置や東日本大震災復興に係る関連法案の成立、平成 24 年度予算案の決定、さらには今般の復興庁の設置など、被災地の復興に向けてご尽力いただいているところですが、関連予算の速やかな執行とともに、平成 24 年度政府予算の成立を図り、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保し、引き続き、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

1

【重点要望項目】

Ⅰ 横断的事項

1 復興特区制度の柔軟な運用（全省庁）

被災地域における迅速かつ着実な復興を実現に向けて、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、復興特区制度の柔軟な運用について留意すること

（1）復興特区制度に基づく特例の活用によって、被災地域における新規投資や雇用機会の創出が十分に促進されるよう、特例の対象となる復興産業集積区域の設定については、地域の実情や産業振興の方向性等を踏まえ、できる限り柔軟な制度運用を図ること

（2）現在、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係市町村の事務負担をさらに大きくしないためにも、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること

2 地方の創意工夫による「復興交付金」の柔軟な活用等（復興庁）

地方公共団体がその地域の特性に即して、自主的かつ主体的に実施する復興のための地域づくりに関する事業を推進することを目的として交付する「復興交付金」の趣旨を踏まえ、地方が創意工夫を発揮して事業を実施することができるよう、復興交付金等の柔軟な制度運用について留意すること

（1）第一次の復興交付金事業計画の申請において交付が認められなかった事業について、被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、確実な予算措置を図ること

（2）復興は単年度で終わるものではないことから、複数年度分を一括して交付するとともに、復興が完了するまでの間、確実な予算措置を図ること

（3）復興関連事業の実施には多大な事業費が必要であるが、復興交付金は基幹事業として５省 40 事業が交付対象とされており、県が復興計画で掲げる全ての復興事業が対象となっていないことから、復興交付金の交付対象外の復興事業についても、着実な事業実施が図られるよう、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金（復興）」等により確実な予算措置を図ること

（4）「社会資本整備総合交付金（復興）」に係る地方負担に対する財政措置等について、平成 24 年度以降も、復興が完了するまでの間、「復興交付金」と同等の財政支援を講じること

（5）被災市町村においては、現在、復旧・復興のさまざまな取組にマンパワーを重点化させているところであり、それら市町村の事務負担をさらに大きくしないためにも、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること

3 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保（総務省）

国庫補助負担率の引上げや対象拡大等がなされた場合でも、国の直轄事業への負担金や各種災害復旧事業等の国庫補助事業の地方負担分、さらには、補助対象とならない地方単独事業の負担分を合計すると、財政力の弱い本県にとって過重負担となり、今後の復興の大きな支障となる懸念があることから、復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続的に図ること

また、地方財政計画策定にあたっては、復旧・復興に要する経費を確実に反映させるとともに、地方交付税については、特別立法により総額の特例を設け、復旧・復興に要する経費を別枠で確保し、確実に配分すること

4 被災地復興のための人的支援（全省庁）

復興事業を迅速かつ着実に行うためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等ハード事業を担う技術者や、被災者の心身の健康を守る保健活動等ソフト事業を担う人材など、各分野において専門的知識を有するマンパワーが必要となることから、国等の関係機関による継続した人的支援とその強化を行うこと

Ⅱ 安全の確保

5 災害廃棄物（がれき）の広域処理に向けた支援等（環境省）

災害廃棄物の全量を期限内に地域内処理することが困難であることから、他の都道府県の協力も得ながら広域処理を進めることとし

（3）**教職員の確保等**

児童生徒数の激変に対する教職員定数の弾力化と復興に向けた教職員の加配措置を継続して講じること

また、教職員の住宅の確保のための財政支援措置を講じること

（4）**復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的・財政的支援**

復興事業に伴う埋蔵文化財調査について、発掘調査面積が大幅に増加する見込みであることから、人的支援を行うこと

また、現行の埋蔵文化財緊急調査事業では、調査量の増大に伴い被災市町村及び県の財政的負担も増加することに鑑み、復興交付金制度を継続して活用できるようにすること

Ⅳ「なりわい」の再生

16 農林水産業の復旧・復興支援（農林水産省・文部科学省・厚生労働省）

生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めたすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、地域の復興状況に対応した支援を継続するとともに、次の追加措置を講じること

(1) **地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援**

ア 漁業協同組合等関係団体への支援の拡充

水産業再生の中核となる漁協や水産加工協など関係団体の事業推進機能の早期回復・強化や、防災対策の充実を図るため、移転を含めた事務所の本格的な新設整備への支援を行うこと

イ 漁港等の復旧・整備

漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の早急な復旧に向けた全面的な支援を行うこと

(ｱ) 地域づくりの方向性との整合を図りつつ、津波シミュレーションに基づき地方公共団体が決定した海岸保全施設の新設について、激甚災害指定に伴う特別の財政援助によりかさ上げされた災害復旧事業の補助率と同等の補助率となる補助事業を創設すること

(ｲ) 災害査定後の早急な復旧工事を実施するための技術者派遣など更なる人的支援を行うこと

(ｳ) 災害復旧事業について、事業期間の延長、設計変更等の要件緩和や事務手続の簡素化などを図ること

(2) **農業・農村の復旧・復興支援**

ア 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

農業生産基盤等の復旧・整備に向けた事業の施行に要する測量・設計や用地調査等の費用を全額補助対象とするとともに、計画変更等の要件緩和や、しゅん工認定を始めとする事務手続きの簡素化を図ること

また、地元の合意形成のもと、着実に事業を推進していく必要があることから、地域の実情を踏まえた事業期間の設定を可能とすること

イ 被災地域における新たな産地づくりに向けた支援

被災地域の復興に向けた農業の担い手を計画的かつ継続的に確保・育成するため、新規就農者等に対する経営管理能力の向上や生産技術の継承を目的とした実践研修の実施、初期投資の軽減など、地域の実情に応じて活用できる基金制度を創設すること

(3) **防潮林等の復旧・整備**

ア がれきの撤去後や、海岸保全施設の復旧・整備後でなければ着手することができない防潮林について、平成 25 年度以降についても、引き続き植栽に係る特別交付税措置を講じること

イ 森林・林業再生プランの中核的担い手となる森林組合の機能を早期に回復、強化するための、事務所の新設整備及び復旧への支援を行うこと

(4) **被災農林漁業者の二重債務問題の解消**

被災農林漁業者等が、不安なく農業の再生に取り組めるよう、既往債務を借り換える際の条件を緩和するなど、二重債務解消のための特別な措置を講じること

(5) **原子力発電所事故による農林畜産被害等への対応**

ア 生産者の経営安定対策等

(ｱ) 国の責任による肉用牛の放射性物質の全頭検査体制を確立すること

(ｲ) 検査実施に要する経費の全面的な支援を行うこと

(ｳ) 飼料の暫定許容値を超過する牧草等の処分と代替飼料の確

5　東日本大震災津波に関する要望書（平成 24 年 10 月 27 日）

内閣総理大臣
野田 佳彦 様

東日本大震災津波に関する要望書

平成 24 年 10 月 27 日

岩手県知事　達増拓也

1

東日本大震災津波に関する要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から１年以上が経過し、沿岸地域をはじめ県民が一丸となって復旧・復興に向けて取り組んでいるところですが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

本県においては、沿岸地域を中心に、現時点（７月 18 日現在）で、死者 4,671 人、行方不明者 1,210 人、家屋の流失・倒壊等、家屋被害も２万４千棟を超えており、被災地の方々にあっては、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として、厳しい状況に置かれております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からのご支援とご協力のもと、計 12 次にわたる補正予算を編成するとともに、昨年８月に策定した「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づく取組を進めてきたところであり、「復興元年」となる平成 24 年度においても、過去最大規模となる当初予算を確保し、復旧・復興に向けた取組を力強く推進していくこととしておりますが、本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、甚大な被害を受けた被災地では、引き続き国等の強力な支援が必要であります。

国におかれましては、平成 23 年度の補正予算措置や「東日本大震災復興基本法」等の制定、さらには復興庁の設置など、被災地の復興に向けてご尽力いただいているところですが、今後も、被災地の状況に応じて予算を追加措置いただくとともに、平成 25 年度政府予算の概算要求に向け、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保し、引き続き、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

5

【重点要望項目】
Ⅳ「なりわい」の再生

18　農林水産業の復旧・復興支援（文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省）

生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めたすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、地域の復興状況に対応した支援を継続するとともに、次の追加措置を講じること

（２）農業・農村の復旧・復興支援

ア　農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

(ｱ) 災害復旧事業における計画変更の重要変更要件の緩和（重要変更該当額の引き上げ）や、しゅん工認定を全て書類検査とするなど、事務手続きの簡素化を図ること

(ｲ) 農地海岸保全施設の復旧のための耐震設計など、実施設計に要する経費を全額補助対象とすること

イ　復興のモデルとなる園芸団地への支援

園芸のモデル団地形成に取り組むために必要な東日本大震災農業生産対策交付金の予算を確保すること

ウ　農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援

農業生産基盤等の復旧工事や新たな農村づくりに向けた復興事業等を着実に推進するためには、他県職員等の応援が引き続き必要であることから、その調整に向けた支援を継続すること

6

6　東日本大震災津波に関する要望書（平成25年2月9日）

内閣総理大臣
安倍　晋三　様

東日本大震災津波に関する要望書

平成25年2月9日

岩手県知事　達増拓也

Ⅳ「なりわい」の再生

21　農林水産業の復旧・復興支援（総務省・財務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省）

生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めたすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、地域の復興状況に対応した支援を継続するとともに、次の追加措置を講じること

（1）地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援

ア　漁業と流通・加工業の一体的な再生

(ｱ) 水産業を支える流通・加工業者の事業再開を促進するため、施設等の復旧・整備への支援を継続するとともに、販路を再度確保するための取組を強力に支援すること

(ｲ)発注した漁船や漁業資材の供給の一部に未だ遅れが生じていることから、引き続き、造船メーカー等製造元に対して早期に供給するよう働きかけること

イ　漁港等の復旧・整備

漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の早急な復旧に向けた全面的な支援を行うこと

(ｱ) 地域づくりの方向性との整合を図りつつ、地方公共団体が決定した海岸保全施設を新設する事業について、地方負担分に対する財政措置を講じること

(ｲ) 災害復旧事業について、事業期間の延長や設計変更等の更なる要件緩和や柔軟な運用、事務手続の簡素化等を図ること

(ｳ) 平成23年1月の冬期風浪により被災した施設の災害復旧事業については、東日本大震災津波の災害復旧事業と一体的な復旧が必要であることから、東日本大震災津波の災害復旧事業と同様に、災害復旧制度の柔軟な運用、事務手続きの簡素化を図るとともに、事故繰越となった場合においても同様の措置を講じること。

ウ　水産業の早期復興に向けた人的支援

漁港施設等の復旧工事や被災漁業者等への支援を迅速かつ的確に実施するため、他県職員等の技術者の派遣に関する調整に向けた支援を継続するとともに、その増員を図ること

18

（2）農業・農村の復旧・復興支援

ア　農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

(ｱ) 災害復旧事業における計画変更の重要変更要件の緩和（重要変更該当額の引き上げ）や、しゅん工認定を全て書類検査とするなど、事務手続きの簡素化を図ること

(ｲ) 農地海岸保全施設の復旧のための耐震設計など、実施設計等に要する経費を全額補助対象とすること

(ｳ) 被災地域の農業生産基盤の整備を着実に進めるための予算を十分に確保するとともに、地方負担に対する財政措置について、「復興交付金事業」と同等の支援を講じること

イ　復興のモデルとなる園芸団地への支援

復興のモデルとなる、園芸団地の形成に必要な東日本大震災農業生産対策交付金の予算を継続して確保すること

ウ　農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援

農業生産基盤等の復旧工事や新たな農村づくりに向けた復興事業等を着実に推進するためには、他県職員等の応援が引き続き必要であることから、人員確保に向けた調整を行うなど、支援を継続すること

（3）海岸防災林等の復旧・整備

ア　海岸防災林の復旧・整備への支援

がれきの撤去後や、海岸保全施設の復旧・整備後でなければ着手することができない海岸防災林について、復旧が完了するまで、引き続き、植栽に係る特別交付税措置を講じること

イ　森林組合の機能回復等への支援

地域林業の中核的担い手となる森林組合の事業推進機能の早期回復・強化を図るため、事務所の整備への支援を行うこと

（4）被災農林漁業者の二重債務問題の解消

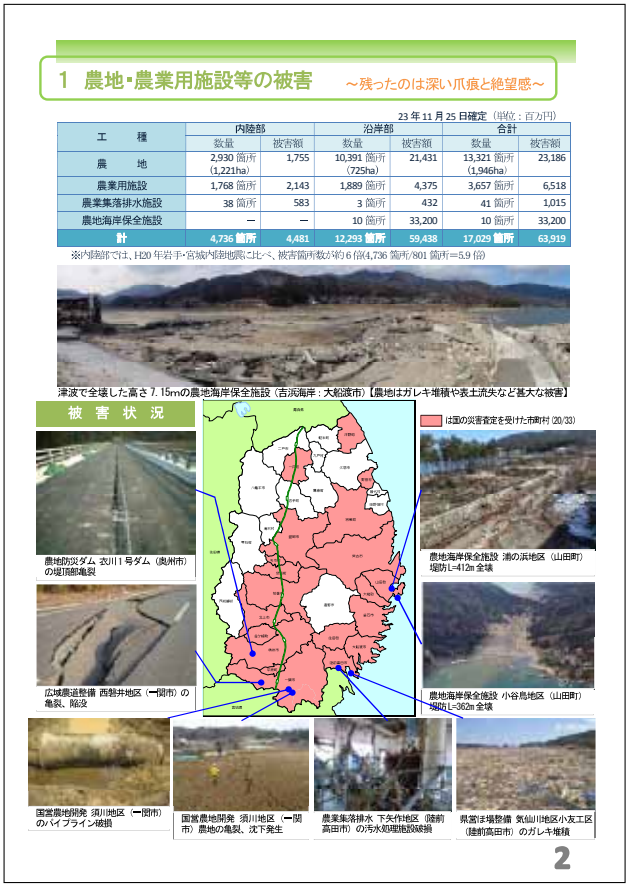
被災農林漁業者等が、不安なく農林漁業の再生に取り組めるよう、既往債務を借り換える際の条件を緩和するなど、二重債務解消のための特別な措置を講じること

19

7　がんばろう岩手　農業・農村復興パネル









復旧に向けたこれまでの取組　～農家の笑顔を見たくて･･･～

■ 野田村泉沢地区





■ 山田町大浦地区







■ 宮古市宮古地区(摂待工区)





■ 陸前高田市内での復旧工事







私たちの早期の復旧・復興に向けた取組が、農家の明日への希望につながります。



3 ほ場整備の導入　～危機を希望に変える～

- **災害復旧と一体となって進める“ほ場整備等の生産基盤”と、“避難道路等の集落基盤”の総合的な整備**を計画し、国の平成23年度３次補正で創設された**「東日本大震災復興交付金事業」により**、24年５月末までに、**６地区10工区（総事業費12,307百万円）**、さらに24年11月までに、計画策定の**２地区４工区が採択**
- 土地改良法手続きを了した工区（８工区）から順次工事に着手。新生・沿岸農業に向け、**25年度は全ての工区（10工区）で工事を実施**

■災害復旧と一体となって進めるほ場整備計画の一例



■整備工事の予定



地区名	工区名	市町村名	事業内容	総事業費(百万円)	H23	H24	H25	H26	H27～
平都川		久慈市 野田村	(区画整理30ha) 区画整理28ha	(1,533) 1,058					
宮古	摂待	宮古市	区画整理28ha ほか	940					
山田	豊間根	山田町	(区画整理114ha) 区画整理48ha	(2,116) 904					
	織笠		区画整理18ha ほか	953					
	小谷鳥		区画整理8ha	609					
大船渡・釜石	下荒川	大船渡市 釜石市	区画整理8ha	220					
	吉浜		区画整理47ha ほか	1,091					
	下矢作		区画整理21ha	550					
陸前高田	小友	陸前高田市	区画整理92ha ほか	3,195					
広田			区画整理31ha	600					
6地区	10工区		(区画整理443ha) 区画整理342ha	(12,307) 9,628		1,637	5,408	2,800	1,370

※ （ ）は、中山間地域総合整備事業などを含む全体
※ 広田地区（陸前高田市）は、中山間地域総合整備事業から移行
※ は、25年５月までに着工

4 農地海岸保全施設の復旧　～沿岸住民の生命と財産を守る～

(1) 被害の概要

- 本県には農地海岸が**10海岸**あり、その**堤防総延長は約3.6km**
- そのうち、**全壊は４海岸、一部損壊は２海岸。計６海岸で約2.1kmが破堤**
- また、全ての海岸で**大規模な地盤沈下**（0.1m～1.5m）が発生。**堤防高さが不足**











海岸名	市町村名	被害状況	地盤沈下量	災害査定結果 事業量	災害査定結果 事業費(百万円)	堤防高 現況①	堤防高 一定計画②	堤防高 差②-①	復旧高さ
野田	野田村	一部損壊	9cm	458 m	52	12.00m	14.00m	+ 2.00m	※1 12.00m
宮古大沢	宮古市	沈下	58cm	118 m	613	13.70m	14.70m	+ 1.00m	14.70m
浦の浜	山田町	全壊	100cm	541 m	2,534	6.60m	11.60m	+ 5.00m	11.60m
小谷鳥	山田町	全壊	68cm	367 m	2,919	8.00m	12.80m	+ 4.80m	12.80m
本郷	釜石市	沈下	100cm	272 m	999	11.80m	14.50m	+ 2.70m	14.50m
下荒川	釜石市	一部損壊	85cm	348 m	3,575	11.80m	14.50m	+ 2.70m	14.50m
沖田	大船渡市	沈下	120cm	163 m	49	4.50m	14.30m	+ 9.80m	※2 4.50m
吉浜	大船渡市	全壊	120cm	689 m	3,711	7.15m	14.30m	+ 7.15m	※3 7.15m
合足	大船渡市	一部損壊	158cm	238 m	1,436	9.00m	14.10m	+ 5.10m	14.10m
小友	陸前高田市	全壊	100cm	502 m	3,364	6.15m	12.50m	+ 6.35m	12.50m
(10海岸)	(6市町村)			3,696 m	19,252				

全延長が被災

※1 二線堤につき現況高さ
※2 護岸嵩existing向上につき現況高さ
※3 地元及び市の意向二線堤機能を兼ねた集落道との併用につき現況高さ

(2) 復旧工事の実施状況

- **被災した海岸の場防復旧**は、数十年から百数十年に発生する**頻度の高い津波を防ぐ高さ**とし、県が設置した**「岩手県津波防災技術専門委員会」**に諮ったうえで、**「一定計画」として復旧**
- 水門・陸閘の復旧については、**緊急時の操作員の安全を確保するため、“遠隔操作化”に向けて調整中**
- 24年度内に、９海岸の復旧工事に順次着手し、うち１海岸は工事完了。**25年度は新規着手１海岸を含む９海岸で工事を本格実施**

■復旧工事の予定 ： 復旧・復興ロードマップ（24年6月公表）

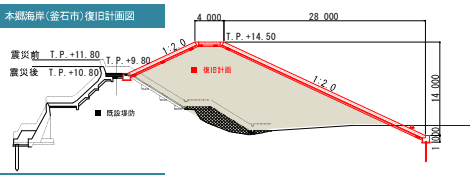


海岸名	市町村	査定事業費(百万円)	構造	H23	H24	H25	H26	H27
野田	野田村	52	直立堤(現形復旧)	施行準備(完了)	復旧工事			
宮古大沢	宮古市	613	既存+傾斜堤		施行準備(完了)	復旧工事		
浦の浜	山田町	2,534	傾斜堤		施行準備(完了)	復旧工事		
小谷鳥	山田町	2,919	傾斜堤		施行準備(完了)	復旧工事		
本郷	釜石市	999	既存+傾斜堤		施行準備(完了)	復旧工事		
下荒川	釜石市	3,575	傾斜堤		施行準備(完了)	復旧工事		
沖田	大船渡市	49	護岸堤(現形復旧)		施行準備(完了)	復旧工事		
吉浜	大船渡市	3,711	傾斜堤		施行準備(完了)	復旧工事		
合足	大船渡市	1,436	直立堤		施行準備(完了)	復旧工事		
小友	陸前高田市	3,364	傾斜堤		施行準備	復旧工事		
年度別事業費(百万円)		19,252	―	400	100	5,200	6,700	6,900

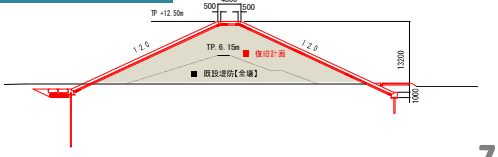
※ 年度別事業費は、現地の状況を勘案して計上したもの
※ は、25年５月までに着工

■農地海岸保全施設の復旧計画の一例

本郷海岸(釜石市)復旧計画図



小友海岸(陸前高田市)復旧計画図



5 執行体制の強化 ～全国からのご支援を受けて～

(1) 本格化する復旧・整備への対応（24 年度）

膨大な災害復旧関連業務に対応するため県では、①内陸公所からの職員シフト、②兼務発令による用地・換地業務支援、③横軸連携（盛岡⇒宮古、県南⇒大船渡）による設計書作成支援、④登記嘱託員の確保、等々の出来る限りの県内調整に努力

それでもなお、本県職員のみでは対応が困難であることから、**10 道府県から常時 19 人の職員派遣をいただき、本県職員と一体となった執行体制をどうにか確保**

職員派遣の状況

① 派遣人員	19人： 技術職15人、事務職（用地・換地業務） 4 人 【北海道、新潟県、静岡県、長野県、三重県、奈良県、大阪府、島根県、香川県、長崎県】
② 派遣期間	1年間（24年 4 月～25年 3 月）： 地方自治法に基づく派遣
④ 業務内容	技術職員： 各種協議調整、実施設計、設計積算、工事発注、工事監督、計画変更 など 事務職員： 法手続き、換地、用地補償 など

(2) ピークを迎える復旧・整備への対応（25 年度）

25年度は、県が事業主体として実施する**復旧・整備工事がピーク**（約116億円）を迎えることから、職員配置等の県内調整の強化や岩手県土地改良事業団体連合会からの応援（４人）などで対応しつつ、なお不足する職員について**10道府県から常時23人の職員派遣をいただき、執行体制を確保**

■災害復旧関連事業の年度別実施計画　※ 復興交付金事業の今後申請予定分などは含まない。

事業名	事業量	総事業費（億円）	年度別実施計画事業費（億円）				
			H23	H24	H25	H26	H27
農地等災害復旧事業		62	3	34	10	8	7
復興交付金事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業）	6地区10 工区（A=342ha）	106		14	54	26	12
海岸保全施設災害復旧事業	10海岸	193	4	1	52	67	69
計		361	7	49	116	101	88

職員派遣の状況

① 派遣人員	23人： 技術職18人、事務職（用地・換地業務） 5 人 【北海道、秋田県、静岡県、長野県、三重県、奈良県、大阪府、島根県、香川県、長崎県】
② 派遣期間	1年間（25年 4 月～26年 3 月）： 地方自治法に基づく派遣
④ 業務内容	技術職員： 各種協議調整、実施設計、設計積算、工事発注、工事監督、計画変更 など 事務職員： 法手続き、換地、用地補償 など





(3) 派遣職員の皆さんの紹介



農村計画課

奈良県　芳倉　亮さん
奈良県からきました芳倉です。融資・国費・団体指導担当として業務に携わっております。１年間よろしくお願いします。



宮　古



三重県　伊藤　正幸さん
三重県から来ました伊藤です。
岩手県の方々の親切と優しさに触れ、いつの間にか１年が経ち、２年目に突入しました。今年度もよろしくお願いします。



島根県　来海　昭雄さん
島根県から来ました来海（きまち）です。「海」と書いて「まち」と読みます。人口は 70 万人ですが、神様は 800 万人。（旧暦の 10 月は、全国の神様が「出雲大社」に集うため、唯一「神在月」です。）１年間よろしくお願いします。



北海道　津端　公貴さん
北海道（旭川）から来ました。岩手県三陸は過去に自転車の旅で訪れた思い出の地です。今は「じょじょじょ！」な事ばかりですが、三陸復興へ向け頑張りますので1 年間よろしくお願いします。



北海道　小和田　桂太さん
北海道経営振興局から派遣されましたが、群馬県出身です。10 年以上ぶりに内地に住むことになり、何となく懐かしい感じがしています。初めての土場整備なので、見るもの全てが新しく、とても楽しく仕事をしています。



長崎県　林　正興さん
長崎県県北振興局から、10 月より６ヶ月間派遣されました。事業推進のためには、多方面との調整が必要となってるため、この処理を一つでも進めていけるようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。



長崎県　桑原　省吾さん
長崎県県央振興局から 10 月から６ヶ月間派遣されました。現場（工事）を担当するのは数年ぶりですが、お役に立てるよう精一杯がんばります。よろしくお願い致します。



長崎県　西田　充志さん
長崎県農林部農村整備課より1 月からの３ヶ月間派遣されました。約2 年ぶりの現場（工事）復帰となりました。短期間のため、限られたことしかできませんが、岩手県の復興に少しでもお役にたてればと思っております。

大船渡



長野県　戸田　和彦さん
遠隔し県長野のさらに山奥からやって来ました。
海を見ると血が騒くのは何故でしょう。
岩手県の復興に、微力ながらお手伝いさせていただきます。



静岡県　和井内　哲也さん
一年という限られた期間ではありますが、一生懸命頑張ります。



大阪府　殿貝　健一さん
大阪府からやって来ました。下宮内地区のは増動等を担当しています。わからないことがたくさんあるので、優しく教えてください。



北海道　森田　一夫さん
北海道から来ました。用地買収、補償等を担当します。よろしくお願いします。



北海道　前田　一彦さん
北海道から派遣で来ました。
復旧・復興に、汗をかき取り組んでいきます。



秋田県　佐藤　哲哉さん
秋田県から参りました。日本海の夕日は絶景です。機会がありましたら、お隣の秋田にも足を運んでみてください。



長野県　江口　昭壽さん
長野県からの派遣です。生まれ育ちは、東京という風来坊です。
1 年間ではありますが、皆さんのために頑張ります。



長野県　上原　浩一さん
長野県から派遣で大船渡に来ました。一年という限られた期間ではありますが、精一杯頑張ります。



大阪府　細井　宏貴さん
大阪府から派遣されました。補佐を申します。力一杯頑張るつもりでありますので、よろしくお願い致します。



奈良県　小寺　徹さん
海のない奈良県よりやってきました。
海の見える期間は、緊張です。
半年間ですがよろしくお願いします。



静岡県　神谷　尚利さん
静岡県より派遣されました。
富士山が世界文化遺産に登録されました。平泉もとても良いところですが、富士山にも是非足をいらしてください。



長野県　錫持　和紀さん
海のない長野県より参りました。海岸の仕事は初めてですが一年間よろしくお願いします。



静岡県　杉浦　正一さん
静岡県から派遣されました。
1 年間という、長いようで短い期間ですが、精いっぱい頑張ります。頭の中に東北なまりが張り付いてきた今日この頃です。



香川県　土井　浩二さん
６カ月という短い期間ですが、精一杯がんばります。
休日は自転車で三陸を走りまくれたらなあ、と思っております。



香川県　林　幸治さん
短い期間ですが、復興に少しでも貢献できるよう精一杯がんばります。
どうぞ、よろしくお願いします。

官民協働による災害復旧支援事例

NSSによる東日本大震災時の沿岸市町村支援

●「農地・農業用施設災害復旧支援隊(NSS)」初動

平成20年の岩手・宮城内陸地震を契機に体制を構築



● NSSの被害調査概要 と「水土里情報システム」の活用



浸水区域(NSS調査)内の農地を「水土里情報システム」により特定し、田と畑を区分し面積を集計





“がれき”で埋めつくされた農地は、これから復興の道へと歩み出します。



“がれき”で埋めつくされた農地は、これから復興の道へと歩み出します。



完成まであと一歩・・・振り出しに戻ったあの日の悔しさを忘れません。





大型機械を使って初めての田植え。稲刈り。みんなの笑顔がまぶしいです。





紹介します

写真奥に見える三陸鉄道（通称"三鉄（さんてつ）"）は、岩手県の三陸沿岸を縦貫する路線を持つ「第三セクター方式の鉄道会社」で、平成23年に北三陸ブロック（久慈～宮古）が、平成27年に南リアス線（宮古～釜石）が開通し、全線（"北鉄"）として復旧しています。

被災地にも、復興の槌音が、聞こえはじめました。



白砂青松の海水浴場が、一瞬にして消えてしまいました。

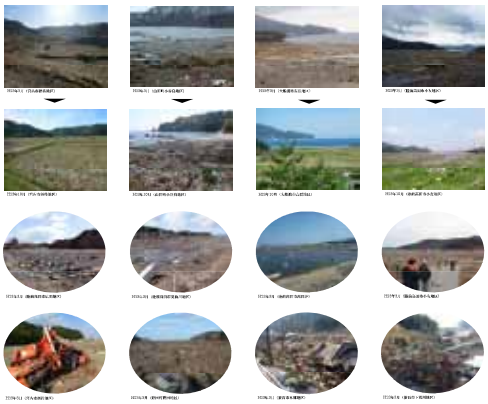




残された数本の松に、「よくがんばったね」と言ってあげたいです。



明るい未来、明るい水土里へ。







みんなが待ち望んでいました。またここで、田植えができることを。





みんなが待ち望んでいました。またここで、田植えができることを。





みんなが待ち望んでいました。またここで、田植えができることを。

8　農業農村工学会誌　水土の知　（平成24年4月）東日本大震災による岩手県の被災状況と対応

小特集　東日本大震災の発生から1年ー3

報　文

東日本大震災による岩手県の被災状況と対応

Investigation and Countermeasure for the Great East Japan Earthquake in Iwate Prefecture

佐々木　忍[1]（SASAKI Shinobu）　鎌田　裕[1]（KAMATA Yutaka）

I.　はじめに

東日本大震災津波から1年が経過する。岩手県では，この大震災で死者・行方不明者が5,900人を超え，家屋の倒壊も24,700棟余，産業被害・公共土木施設被害が1兆円以上など，正に未曾有の大災害となった。

その復旧・復興に当たり，全国から本県の被災地域に対して，物心両面にわたる御支援ならびにさまざまな分野への技術職員の派遣など，多くの御厚情をいただいた。誌上を借り心より御礼申し上げる。

この大震災津波による本県の農地・農業用施設等への被害は約640億円で，沿岸部ではリアス式海岸の津々浦々に拓かれた貴重な農地725 haが甚大な被害を受けた（**口絵写真-1，5，6**）。また，内陸部においても，平成20年の岩手宮城内陸地震（801カ所）の約6倍（4,736カ所）の被害が発生した。

本報では，東日本大震災による岩手県の被災状況と対応を紹介する。

II.　初動対応―NSSによる被害状況調査

大津波によって被災した沿岸部の市町村では，言うまでもなく民生対応が最優先となり，農地や農業用施設等に対する速やかな被害状況調査は難しい状況にあった。

本県では，こうした8市町村の要請を受け，県（OB含む），岩手県土地改良事業団体連合会，岩手県土地改良設計協会および農村災害復旧専門技術者等による官民協働の「農地・農業用施設災害復旧支援隊（通称：NSS）」を平成23年4月1日に初めて発動し，4月13日まで被害状況調査を行った。

4人1チームの現地踏査により被災箇所を特定しつつ，調査票への記録とGPSカメラでの撮影を行い，最終的には水土里情報システムを活用しながら被害状況を取りまとめ，関係市町村に提供した。これを基にした市町村からの報告で，沿岸部の被害面積725 haが明らかになった。

表-1　農地・農業用施設等の被害状況【岩手県】（単位：百万円）

工種	内陸部 箇所数等	内陸部 被害額	沿岸部 箇所数等	沿岸部 被害額	合計 箇所数等	合計 被害額
農地	2,930 (1,221 ha)	1,755	10,301 (725 ha)	21,431	(13,321 (1,946 ha)	23,186
農業用施設	1,768	2,143	1,889	4,375	3,657	6,518
農業集落排水施設	38	583	3	432	41	1,015
農地海沢保全施設	—	—	10	33,200	10	33,200
合　計	4,736	4,481	12,293	59,438	17,029	63,919

内陸部の市町村からの被害報告を含め，県全体の被害状況（平成23年11月25日）を**表-1**に示す。

なお，"水土里情報システム"とは，岩手県土地改良事業団体連合会が所有し，航空写真や公図，道水路等の施設などの地図情報に所有者や地目，面積，作物等の農地に関する情報を組み合わせて使うことができるシステムで，さまざまな情報をパソコン上で調時に表示でき，また，目的に応じた着色図面等を簡単に作成できるものである。本県では，被害状況調査に加え，災害査定用の計画平面図や，国はじめ各方面への各種の現地調査の説明資料，報告資料の作成にも活用した。

III.　応急復旧―営農再開への心急的な取組み

大津波によって農地に流入しただがれきの撤去（**口絵写真-2**）は，基本的に環境省事業で対応したが，作付けに向けた除塩のため緊急を要する箇所（用排水路等）については，災害復旧事業の心急工事で対応した。また，がれきやヘドロの流入がほとんどなかった津波浸水農地の一部では，農業改良普及センターと連携して除塩対策を行い作付けしたところ，平年並みの収量が確保された。なお，宮古市田老町獅待地区においては，岩手県職員の有志で お手伝いボランティア "畑の手貸し隊" を結成し，除塩に必要な水みちを確保するため，農家の方々と一緒に農業用水路の耕土作業を行った（**口絵写真-3**）。

破堤や地盤沈下した農地海岸保全施設については，高潮などによる二次災害を防止するため，粘切高さが不足する吉浜（大船渡市），小友（陸前高田市）および下荒川（釜石市）の3海岸で，5年確率波の高さ（TP＋2.0～TP＋3.1）まで大型土のう等による仮締切を行った（**口絵写真-4**）。

内陸部においても，用水確保や生活排水処理のため，「査定前着工」制度を活用し，農地・農業用施設（パイプライン等304カ所）や農業集落排水施設（4カ所）の応急工事を実施した。

IV.　復興計画

本県は，平成23年8月に「岩手県東日本大震災津波復興計画（平成23～30年度）」を策定した。この計画は，科学的，技術的な知見に立脚し，被災市町村等の復興を長期的に支援するもので，沿岸地域をはじめとした岩手県全体が，震災を乗り越えて力強く復興するための，言うなれば未来設計図といえる。策定に当たっては，被災住民・市町村の意見等を踏まえながら，「岩手県東日本大震災津波復興委員会（委員長：藤井克己岩手大学学長）」をはじめとする県内外の専門家，学識経験者からの提言を得て，目指す姿を「いのちを守り　海と大地とともに生きる　ふるさと岩手・三陸の創造」とし，復興に向けた3つの原則，「安全の確保」，「暮らしの再建」，「なりわいの再生」を掲げた。

「なりわいの再生」とは，生産者が意欲と希望を持って生産活動を行うとともに，生産体制の構築，基盤整備，金融面や制度面の支援により地域産業の再生を図ろうとするものである。農業分野では，早期の営農再開に向けた農地等の復旧を進めるとともに，沿岸の地域特性を生かした「園芸産地の形成」，地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた「農業生産基盤」や「農村生活環境基盤」，「海岸保全施設」の復旧・整備を推進することとしている。

V.　復旧・復興に向けた基本的考え方

1.　農地・農業用施設

農地・農業用施設の復旧は，甚大な被害を受けた沿岸8市町村の要請を踏まえ，県が事業主体となり「県営災害復旧事業」を実施する。その際，「なりわいの再生」に向け，以下の考え方の下に農地・農業用施設等の復旧・整備を進める。

①　可能な限り早期の営農再開に向けて，国の災害査定や，土地改良事業計画樹立に向けた農家との合意形成には，事業主体として，より丁寧な対応が求められる一方，早期復旧・整備を実現するため，スピード感を持って取り組むこととしている。

また，この度の未曾有の災害とその復旧・復興対策については，希少な経験知として確実に記録に留め全国に発信するとともに，次代にしっかり継承していくことが責務と考える。平成24年度からは，復旧・復興対策を着実に進める一方で，発災直後の被害状況把握から始まった平成23年度の一連の取組みを検証しながら，"記録誌"の編纂に向けた準備を開始する。

X.　おわりに

マグニチュード9.0の大地震とそれに伴う巨大津波は，かつて経験したことのない大災害となった。この一年，筆舌に尽くしがたい状況を目の当たりにして，私たち県民一人ひとりの胸には，「人の命が失われるような津波被害は今回で終わりにする」という決意と，災害の苦しみ，悲しみを乗り越え，「安全に暮らし働くことができる社会」を取り戻そうとする思いがあふれている。

東日本の広範囲にもたらされた甚大な被害からの復興は，国家的な課題と位置付けられるものであり，その道のりは決して平坦ではない。しかし，被災した地域では，全国から数多くの励ましやご支援を支えに力強く歩みだしており，この大震災津波を県民一丸となって乗り越え，「ふるさと岩手・三陸の力強い創造」に向け，希望を抱きながら復旧・復興に取り組んでいく。

最後に，本県では，東日本大震災津波からの復旧・復興をテーマとした「2012 ため池フォーラム in いわて」を7月に開催する。現地見学会では，被災地の復旧・復興に向けた取組みも視察いただくこととしており，皆様のお越しをお待ちしている。

（2012. 2. 24. 受稿）

[1] 岩手県農林水産部農村建設課

佐々木　忍　略歴



1983年　岩手県に生まれる
1986年　岩手大学農学部卒業
1986年　岩手県入庁
2011年　農林水産部農村建設課
現在に至る

鎌田　裕



1960年　秋田県に生まれる
1979年　秋田工業高等学校卒業
1990年　岩手県入庁
2010年　農林水産部農村建設課
現在に至る

表-2　災害査定結果【岩手県】（単位：百万円）

工種	県全体 査定件数	申請額	査定決定額	査定率
農地	539件	12,354	10,467	84.7%
農業用施設	501件	4,661	4,047	86.8%
農業集落排水施設	19件	506	494	97.6%
農地海岸保全施設	15件	19,455	19,252	99.0%
合　計	1,074件	36,976	34,260	92.7%

VI.　執行体制の強化―各県等職員の応援

発災直後から，甚大な被害を受けた沿岸部に対し，内陸部から技術職員を配置転換するなど体制の強化に努めたが，膨大な災害復旧業務を本県職員のみでは対応しきれないことから，国や各県等に災害対応職員の派遣を要請した。この結果，平成23年度は4農政局，北海道開発局および30道府県から延べ148人の職員を派遣していただいた。派遣元ならびにおいでいただいた諸員の皆さまには，重ねて御礼申し上げます。

派遣された職員は，沿岸部の大船渡農林振興センターと宮古農林振興センターに加え，内陸部の一関農村整備センターにおいて，災害復旧事業の導入に向け，査定設計書や発注設計書の作成，また，時には災害査定の現地対応もしていただいた。災害査定は，12月22日までにすべて（1,074件）が終了し，年明けからは復旧工事の発注が本格化した。

VII.　災害査定

災害査定は，5月30日から12月22日までの期間，1週間を単位として23次，計51班の体制で行われ，延べ102人に及ぶ査定官（農水省），立会官（財務省）は，全国の農政局，財務局からの派遣であった。また，それぞれの査定班に随行する県立会は，本庁のみでは対応できないことから，内陸部の県出先機関から職員を動員して行った。査定結果を**表-2**に示す。

1.　農地・農業用施設

農地・農業用施設については，今回の大震災津波による甚大かつ広範な被害の状況にかんがみ，災害査定事務を迅速に処理するため，国から本県を含む被災6県に対して，査定の簡素化が通知された。具体的には，①申請額5,000万円未満の被災箇所について総合単価を認めること，②申請額3,000万円未満の被災箇所について，机上査定によることができること，③水土里情報システム等のGISや航空写真の活用により，計画概要書添付図面を簡素化し，標準断面図により積算することができること，などである。

本県では，総合単価や机上査定は適用しなかったが，水土里情報システムを活用して計画平面図の作成を効率的に行った。加えて，水路および農道の横断図作成のための横断測量では，通常は"20 m ごとに測定"とされているところ，"起点，中間点，終点の3点"とし，また，堆積土砂の厚の測定は，"10 a 当たり9～15点"とされているところ，除塩事業の際の塩分濃度測定基準である"20 ha 当たり1点を"適用して，査定事務の簡素化を図った。

表-3　海岸保全施設の復旧堤防高【岩手県】（単位：m）

海岸名	市町村名	延長	堤防高 被災前①	堤防高 一定断面②	差 ②－①	地盤沈下量
野田	野田村	458	12.00	14.00	2.00	0.09
大沢	宮古市	118	13.70	14.70	1.00	0.58
崎の浜	山田町	541	6.40	11.60	5.00	1.00
小谷鳥	山田町	367	8.00	12.80	4.80	0.68
本郷	釜石市	222	11.80	14.50	2.70	1.00
下荒川	釜石市	348	11.80	14.50	2.70	0.85
浜田	大船渡市	163	4.50	14.30	9.80	1.20
吉浜	大船渡市	689	7.15	14.30	7.15	1.20
合足	大船渡市	238	9.00	14.10	5.10	1.58
小友	陸前高田市	502	6.15	12.50	6.35	1.00
計		3,696				

2.　農地海岸保全施設

農地海岸保全施設については，10海岸で堤防延長が約3.6 km，そのうち4海岸が全壊，2海岸が一部損壊の計6海岸で約2.1 kmが破堤した。また，すべての海岸で地盤沈下（0.1～1.5 m）が確認された。海岸保全施設（海岸堤防等）は，農林水産部農村建設課のほか，森林保全課，漁港漁村課および県土整備部河川課が所管しており，それぞれの目的に応じて一連の湾内（地域海岸）に所在することから，復旧に向けた堤防高さの設定や構造の考え方については，庁内関係課が連携して統一を図った。一定計画に基づく復旧堤防高を**表-3**に示す。

災害査定時点（平成23年12月）では，復旧堤防高は決定していたものの，構造の詳細については調整・検討中であったことから，査定は標準的な断面で行った。

なお，水門，陸閘の復旧については，操作員の安全確保の観点から，遠隔操作化が認められた。

VIII.　復旧・整備の取組み状況

1.　沿岸部

（1）　原形復旧　沿岸部では，被災した農地725 haのうち，復旧対象は転用農地等を除く717 haで，そのうち，がれきの仮置き場，まちづくり（土地利用）との調整，大量な客土が必要など工事に時間を要する地域および陸場整備を検討している地域を除き，災害査定後，順次，復旧工事に着手しており，除塩対策も含め平成24年春の作付け時期までに224 ha（約3割）の復旧を見込んでいる。

（2）　災害復旧と一体的な圃場整備　将来のあるべき地域営農の姿を見据えて，単なる原形復旧にとどまらず，災害復旧と一体的な圃場整備を希望する地域においては，水土里情報システムで作成した構想図を提供しながら，県が地元の検討に参画した。こうした地域を対象に，県が国の平成23年度3次補正予算で創設された「東日本大震災復興交付金」を導入することとし，平成24年1月末に同計画に登載するとともに，平成24年度の事業着手に向け，関係市町村や地域住民と話合いを続けている。

（3）　農地海岸保全施設　「粘り強い構造（津波が堤防を越流した場合でも壊れにくい）」の考え方を踏まえ，構造上の工夫を凝らしながら詳細設計を進めている。具体的には，①裏法尻部に保護工を設置すること，②裏法を被り配化すること，③被覆工を厚くすること，④部材間を連結し剥離しにくくすること，などである。今後，設計が固まり用地買収等が整い次第，復旧工事に着手し，おおむね5年以内の完了を目指す。

2.　内陸部

内陸部では，市町村が事業主体となり，国庫補助事業（農地等災害復旧事業）のほか，県単事業（小規模農地等災害復旧事業）や市町村単独事業により，391 haで復旧工事を進めており，復旧工事に時間を要する約1 haを除いて，平成24年春の作付け時期までに復旧する見込みである。

IX.　今後の取組み

本県では，平成24年を「復興元年」と位置付け，東日本大震災津波の復旧・復興対策に最優先で取り組むため，人材（職員）と予算を重点配分し執行体制を強化する。加えて，農地等災害復旧業務は，平成23年度以上に膨大な業務量となり，本県職員のみでの対応は困難であることから，農林水産省や全国知事会を通じて各県等に職員の派遣を再度要請している。

沿岸部においては，県が事業主体として実施する農地・農業用施設および農地海岸保全施設の「災害復旧事業」や災害復旧と併せ行う「農地整備事業」が，平成24年度から本格化する。具体的な業務としては，工事の設計積算や発注，工事監督に加え，その前工程として，次の2つが挙げられる。①農地海岸保全施設については，用地買収・補償や各種協議，②復旧と一体的に行う圃場整備については，土地改良事業計画の樹立など法手続きや実施設計，換地などである。

とりわけ，用地買収・補償に関する地権者との交渉や，土地改良事業計画樹立に向けた農家との合意形成には，事業主体として，より丁寧な対応が求められる一方，早期復旧・整備を実現するため，スピード感を持って取り組むこととしている。

また，この度の未曾有の災害とその復旧・復興対策については，希少な経験知として確実に記録に留め全国に発信するとともに，次代にしっかり継承していくことが責務と考える。平成24年度からは，復旧・復興対策を着実に進める一方で，発災直後の被害状況把握から始まった平成23年度の一連の取組みを検証しながら，"記録誌"の編纂に向けた準備を開始する。

X.　おわりに

マグニチュード9.0の大地震とそれに伴う巨大津波は，かつて経験したことのない大災害となった。この一年，筆舌に尽くしがたい状況を目の当たりにして，私たち県民一人ひとりの胸には，「人の命が失われるような津波被害は今回で終わりにする」という決意と，災害の苦しみ，悲しみを乗り越え，「安全に暮らし働くことができる社会」を取り戻そうとする思いがあふれている。

東日本の広範囲にもたらされた甚大な被害からの復興は，国家的な課題と位置付けられるものであり，その道のりは決して平坦ではない。しかし，被災した地域では，全国から数多くの励ましやご支援を支えに力強く歩みだしており，この大震災津波を県民一丸となって乗り越え，「ふるさと岩手・三陸の力強い創造」に向け，希望を抱きながら復旧・復興に取り組んでいく。

最後に，本県では，東日本大震災津波からの復旧・復興をテーマとした「2012 ため池フォーラム in いわて」を7月に開催する。現地見学会では，被災地の復旧・復興に向けた取組みも視察いただくこととしており，皆様のお越しをお待ちしている。

（2012. 2. 24. 受稿）

9　農業農村工学会誌　水土の知　（平成26年3月）岩手県における東日本大震災津波からの復旧･復興の取組み

小特集　東日本大震災から３年ーこれまでとこれからー4

報　文

岩手県における東日本大震災津波からの復旧・復興の取組み

Restoration and Revival from the Great East Japan Earthquake in Iwate Prefecture

澤口勝彦* 中村愛彦† 曽利栄幸†
（SAWAGUCHI Katsuhiko）（NAKAMURA Naruhiko）（SOURI Eikou）

Ⅰ．はじめに

東日本大震災津波により岩手県では，死者・行方不明者が6,200人を超え，家屋の倒壊も25,000棟余り，産業被害・公共土木施設被害が1兆円以上など，正に未曾有の大災害を被った。

この大震災津波により本県の農地・農業用施設などへの被害は約640億円にも及び，特に沿岸部においてはリアス式海岸の津々浦々に拓かれた貴重な農地725 haが流失し，総延長約４kmとなる農地海岸のすべてが損壊した。本報では，大震災津波の発生から３年を経た現在，全国の道府県から職員を派遣いただきながら取組みを進めている岩手県における農地・農業用施設などの復旧・復興状況と今後留意すべき課題について報告する。

Ⅱ．初動対応

沿岸市町村では職員や庁舎が直接的な被害を受けるとともに，被災者支援が最優先事項であったため，農地・農業用施設の被害調査については，官民協働の「農地・農業用施設災害復旧支援隊（通称：NSS）」を発動し，被害状況調査を行うとともに，航空写真・公図・道水路などの地図情報に所有者や地目・面積・作物などの農地に関する情報を組み合わせて使うことができる「本土里情報システム」を活用しながら被害状況の速やかな把握に努めた。

表-1　農地・農業用施設などの被害状況（岩手県）

（単位：カ所（数量），百万円（被害額））

工種	内陸部		沿岸部		合計	
	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額
農地	2,920（1,221 ha）	1,755	10,391（725 ha）	21,431	13,321（1,946 ha）	23,186
農業用施設	1,768	2,142	1,889	4,375	3,657	6,518
農業集落排水施設	38	583	3	432	41	1,015
農地海岸保全施設	－	－	10	33,200	10	33,200
合計	4,736	4,481	12,293	59,438	17,029	63,919

†岩手県農林水産部農村建設課

内陸部の市町村の被害を含めた，県全体の被害状況は表-1に示す。

Ⅲ．復旧・復興に向けた基本的考え方

甚大な被害を受けた沿岸12市町村のうち要請を受けた８市町村については，県が災害復旧事業の代行を決定し，現在，県が事業主体となり事業を実施している。

沿岸地域の農地・農業用施設の復旧・整備は，可能な限り早期の営農再開に向けて，国の災害査定が終了したところから順に，除塵を含め農地・農業用施設の復旧工事を実施するとともに，まとまった農地については，原形復旧にとどまらず生産性・収益性の高い農業の実現を図るため，災害復旧と一体的に進める圃場整備（以下，「併せ行う圃場整備」という）を実施している（図-1）。

農地海岸保全施設の復旧については，県が主催する「岩手県津波防災技術専門委員会」の意見を踏まえ，数

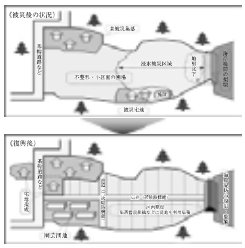


図-1　災害復旧と一体的に進める圃場整備

水土の知　82（3）

十年から百数十年に発生する頻度の高い津波を防ぐ高さとし，関係市町村や地域住民と協議のうえ堤防高を決定するとともに，津波が堤防を越流した場合でも壊れにくい（粘り強い）構造としている。

Ⅳ．復旧・整備の取組み状況

1．農地復旧の取組み状況

沿岸部の復旧対象農地717 ha（被災農地725 haの内数）については，市町の土地利用計画や他の復旧・復興事業との調整などに時間を要するため，当面着工が困難な267 haを除いた復旧可能な450 haのうち，平成25年11月末までに252 ha（717 haの35%，450 haの56%）を復旧している。野田村泉沢地区の復旧状況を写真-1，2に示す。



写真-1　野田村泉沢地区　被災状況



写真-2　野田村泉沢地区　復旧完了状況

表-2　沿岸部の農地復旧の見通し

復旧対象農地面積	H24.5末までに復旧済み面積（累計）	H25.11末までに復旧済み面積（累計）	H26.5末までに復旧見込み面積（累計）	H26.6以降復旧となる面積
①	②	③	④	⑤＝①－④
717 ha	104 ha	252 ha	450 ha	267 ha
復旧対象面積①に対する割合	15%	35%	63%	37%

2．災害復旧と一体的な圃場整備の導入

沿岸部での農地などの復旧については，原形復旧を基本とした災害復旧を急ぐ一方，単なる原形復旧にとどまらず，将来のあるべき営農の姿を見据え，地域づくりの方向性を踏まえた総合的な整備を推進するため，「併せ行う圃場整備」を検討している地区にあっては，「東日本大震災復興交付金（復興基盤総合整備事業）」を導入することとし，地域の合意形成を図りながら事業計画づくりを進めてきた。その結果，平成24年７月までに５地区９工区311 ha（うち被災農地201 ha）が採択されたほか，計画策定地区として２地区４工区43 ha（うち被災農地43 ha）が採択されており，



番号	地区名	工区名	市町村名	計画面積（ha）
①	宇部川		久慈市 野田村	53
②	宮古	摂待	宮古市	23
③	山田	豊間根	山田町	40
④		織笠		18
⑤		小谷鳥		8
⑥	大船渡・陸前	下荒川	大船渡市 陸前高田市	8
⑦		吉浜		47
⑧		下矢作		21
⑨		小友		93
計画面積合計				311

図-2　併せ行う圃場整備実施地区一覧

事業計画を策定中である。実施地区の一覧は，図-2のとおり。

事業実施地区として採択された５地区９工区において，土地改良法手続きを了した工区から，順次工事に着手。「併せ行う圃場整備」の県内第１号として，平成24年10月に宮古地区摂待工区が着工したのを皮切りに，平成25年３月までに４地区７工区において181 haを着工済であり，今後，平成26年３月までに34 haを着工する予定である。

着工済工区のうち，宮古地区摂待工区の一部農地6 haにおいては，平成25年春から営農を再開したところであり，平成25年５月中旬から下旬にかけて田植えが行われ，10月上旬には稲刈りを行った。被災前の５～10 a区画から整備後には20～40 a区画となり，将来的な区画拡大などの営農形態の変化にも対応できるよう可能な限り“標準40 a区画の圃区均平”とし，耕作道も幅員が２mから５mとなり，農業用機械の通行も容易となった。農作業時間の短縮など農家からは営農効率の向上などを実感する声があったところであり，今後も引き続き整備を促進していく。ここで，宮古地区摂待工区の施工状況を写真-3に，同工区の



写真-3　宮古地区摂待工区　施工状況



写真-4　宮古地区摂待工区　山植え状況

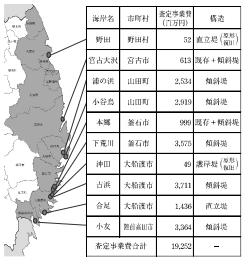
水土の知　82（3）

田植え状況を写真-4に示す。

「併せ行う圃場整備」については，前述のとおり５地区９工区で実施しているが，大きな課題として，ほとんどの実施地区において，地盤沈下による排水不良や津波により表土・基盤土が流失し，大量の客土材が必要となっていることが挙げられる。このため，近隣で実施している三陸沿岸道路や住居の高台移転工事などの復興関連事業の残土を利用することとして，複数の関係機関との協議調整により，その確保に努めているが，復興関連工事の進捗に伴い，計画区域内外の現場状況が刻々と変化するため，工事の進捗管理に当たっては，効率的な施工が図られるよう関係機関や受注者などとの情報共有に留意するとともに，現場状況の適時的確な把握に努めているところである。

3．農地海岸保全施設の復旧の取組み状況

本県には農地海岸が10海岸あり，その堤防の総延長は約3.6 kmである（図-3）。そのうち，全壊した施設は４海岸（浦の浜（山田町），小谷鳥（山田町），吉浜（大船渡市），小友（陸前高田市）），一部損壊した施設は２海岸（下荒川（釜石市），合足（大船渡市）），計６海岸で約2.1 kmが破壊した。また，すべての海岸で大規模な地盤沈下（0.1～1.5 m）が確認され，堤防高さに不足が生じた。吉浜の被災状況は写真-5のとおり。被災した海岸の堤防復旧高さについては，県が設置した「岩手県津波防災技術専門委員会」や関係市町村および地域住民の意見を踏まえて復旧高さを決定した。堤防に附帯する水門・陸閘の復旧については，緊急時の操作員の安全を確保するため，災害復旧事業



海岸名	市町村	査定事業費（百万円）	構造
野田	野田村	57	直立堤（既設嵩上）
宮古大沢	宮古市	613	既存＋傾斜堤
浦の浜	山田町	2,534	傾斜堤
小谷鳥	山田町	2,919	傾斜堤
本郷	釜石市	999	既存＋傾斜堤
下荒川	釜石市	3,575	傾斜堤
沖田	大船渡市	49	護岸嵩上（既設嵩上）
吉浜	大船渡市	3,711	傾斜堤
合足	大船渡市	1,436	直立堤
小友	陸前高田市	3,364	傾斜堤
査定事業費合計		19,252	－

図-3　農地海岸保全施設一覧



写真-5　大船渡市吉浜海岸　被災状況

などにより遠隔操作化を図ることとしている。

被災や地盤沈下した施設は，本復旧までの間，「５年確率波」の高さ（T.P.＋2.0 m～T.P.＋3.1 m）まで締め切ることで市町村と協議を行い，締切高さが不足している３海岸（吉浜，小友および下荒川の延長1.1 km）については，高潮などによる二次災害を防止するため，平成23年12月までに大型土のうなどによる仮締切りを実施した。海岸堤防などの復旧工事は，各種協議（道路協議・河川協議など），用地取得，実施設計などが整った海岸から発注手続を進め，５年（平成27年度）以内の完了を目指している。被災や大規模に沈下した海岸については，農地海岸のほか，林野海岸や一般海岸を含めた基準として，平成24年５月２日に制定された「災害復旧事業で嵩上げする岩手県，宮城県，福島県の建設海岸堤防設計基準」に基づき，詳細設計などを実施している。水門・陸閘の復旧工事（遠隔操作化）は，関係３課（農村建設課，漁港漁村課，河川課）で調整した「岩手県水門陸閘遠隔化基本方針」に基づき発注することとしており，堤防の復旧工事と並行して実施している。堤防の復旧断面は図-4のとおり。

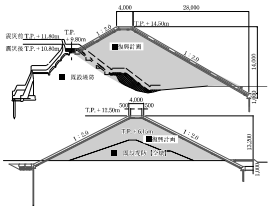


図-4　農地海岸堤防の復旧断面図

Ⅴ．おわりに

東日本大震災津波の発生からもうすぐ３年となるが，岩手県の被災地では，今なお15千戸，36千人もの方々が仮設住宅などで不自由な暮らしを余儀なくされている。いまだ多くの課題が山積しており，復興にはまだまだ時間がかかる。そのような中で，全国から数多くの励ましやご支援に後押しされ，復旧後，初の収穫を迎えた農地も出てくるなど，復旧・復興に向けて歩みを進めていることは確かである。今後は，技術的課題を検証しつつ，補完的な工事や経営体の確保・育成など，営農の継続に向けたさまざまな取組みへのステージアップが必要である。

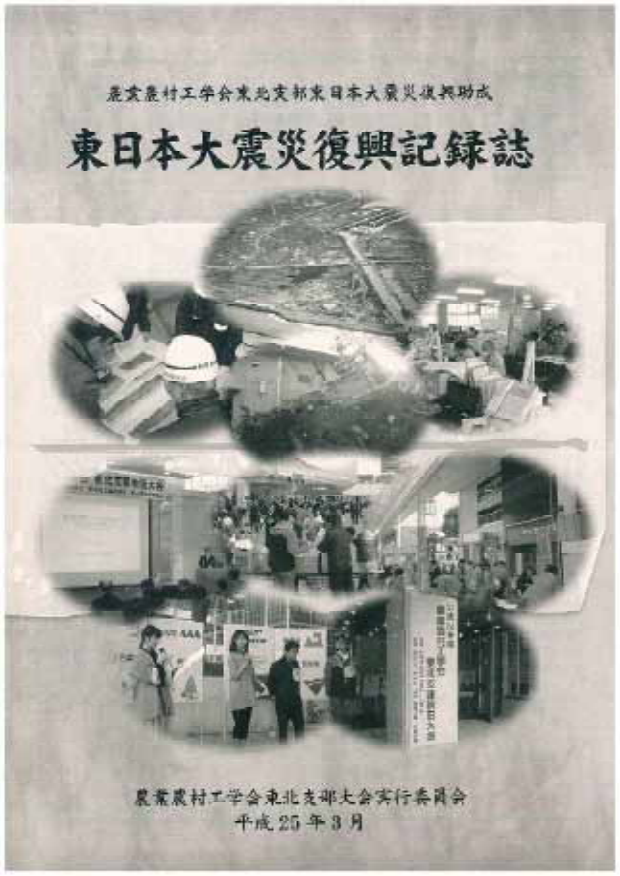
〔2014.1.14.受稿〕

澤口 勝彦（正会員）
略　歴
1964年　岩手県に生まれる
1986年　岩手大学農学部卒業
　　岩手県入庁
2013年　農林水産部農村建設課
　　現在に至る

中村 愛彦（正会員）
1997年　岩手県に生まれる
1991年　北里大学獣医畜産学部卒業
　　岩手県入庁
2011年　農林水産部農村建設課
　　現在に至る

曽利 栄幸
1967年　岩手県に生まれる
1989年　岩手大学工学部卒業
1993年　岩手県入庁
2012年　農林水産部農村建設課
　　現在に至る

10　農業農村工学会東北支部東日本大震災復興記録誌（平成25年３月）東日本大震災による岩手県の被災状況と復旧･復興に向けた取組



東日本大震災による岩手県の被災状況と復旧・復興に向けた取組

岩手県農林水産部農村建設課

Ⅰ．はじめに

東日本大震災津波では、岩手県内の死者・行方不明者が5,800人を超え，家屋の倒壊も24,800棟余、産業被害・公共土木施設被害が１兆円以上など，正に未曾有の大災害となった。その復旧・復興に当たり，全国から本県の被災地域に対して，物心両面にわたる御支援並びに様々な分野への職員の派遣など，多くの御厚情をいただき，誌上を借り心より御礼申し上げます。

この大震災津波による本県の農地・農業用施設等への被害は約640億円であった。沿岸部ではリアス式海岸の津々浦々に拓かれた貴重な農地725haが甚大な被害を受けた。また，内陸部においても，平成20年の岩手宮城内陸地震（801箇所）の約６倍（4,736箇所）の被害が発生した。本誌では，東日本大震災による岩手県の被災状況と復旧・復興に向けた取組を紹介する。

Ⅱ．初動対応　～NSSによる被害状況調査～

大津波で被災した沿岸部の市町村は，民生対応が最優先となり，農地や農業用施設等の被害状況の把握には手が回らない状況にあった。県では，こうした８市町村の要請を受け，県（OB含む），岩手県土地改良事業団体連合会，岩手県土地改良設計協会及び農村災害復旧専門技術者等による官民協働の「農地・農業用施設災害復旧支援隊（通称：ＮＳＳ）」を発動し，４月13日まで被害状況調査を行った。

県全体の被害状況は表-1に示す。

（単位：箇所）

工種	内陸部		沿岸部		合計	
	数量	被害箇	数量	被害箇	数量	被害箇
農地	2,900箇所 (1,221ha)	1,755	10,391箇所 (725ha)	21,431	13,321箇所 (1,946ha)	23,186
農業用施設	1,768箇所	2,143	1,889箇所	4,375	3,657箇所	6,518
農業集落排水施設	38箇所	583	3箇所	432	41箇所	1,015
農地海岸保全施設	－	－	10箇所	33,200	10箇所	33,200
合計	4,736箇所	4,481	12,293箇所	59,438	17,029箇所	63,919

表-1　農地・農業用施設等の被害状況【岩手県】

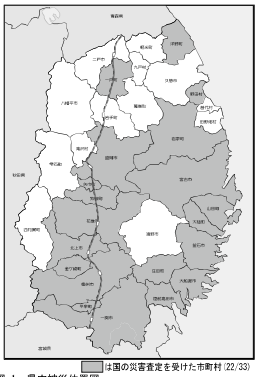


図-1　県内被災位置図

Ⅲ．応急復旧　～営農再開への応急的な取組～

大津波によって農地に流入したガレキの撤去は，基本的に環境省事業で対応した。また，作付けに向けた除塩などのため緊急に通水を要する箇所（用排水路等）については，災害復旧事業の応急工事で対応した。ガレキやヘドロの流入がほとんどなかった津波浸水農地の一部では，農業改良普及センターと連携して除塩対策を行ったところ，平年並みの収量が確保できた。

破堤や地盤沈下した農地海岸保全施設については，高潮等による二次災害を防止するため，締切高さが不足する吉浜（大船渡市），小友（陸前高田市）及び下荒川（釜石市）の３海岸で，５年確率波の高さ（TP+2.0～TP+3.1）まで大型土のう等による仮締切を行った。

内陸部においても，用水確保や生活排水処理のため，「査定前着工」の制度を活用し，農地・農業用施設（パイプライン等304箇所）や農業集落排水施設（４箇所）の応急工事を実施した。

Ⅳ．復興計画

県は，23年８月に「岩手県東日本大震災津波復興計画（H23～H30）」を策定した。この計画は，科学的，技術的な知見に立脚し，被災市町村等の復興を長期的に支援するもので，沿岸地域をはじめとした岩手県全体が，震災を乗り越えて力強く復興するための，言うなれば未来設計図といえる。

策定に当たっては，被災住民・市町村の意見等を踏まえながら，「岩手県東日本大震災津波復興委員会（委員長：藤井克己岩手大学学長）」をはじめとする県内外の専門家，学識経験者からの提言をいただいた。目指す姿は「いのちを守り　海と大地とともに生きる　ふるさと岩手・三陸の創造」とし，復興に向けた３つの原則，「安全の確保」「暮らしの再建」「なりわいの再生」を掲げた。

農業分野においては，早期の営農再開に向けた農地等の復旧を進めるとともに，沿岸の地域特性を生かした「園芸産地の形成」，地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた農業生産基盤や農村生活環境基盤，農地海岸保全施設の復旧・整備を推進することとしている。

Ⅴ．復旧・復興に向けた基本的な考え方

１．農地・農業用施設

極めて甚大な被害を受けた沿岸８市町村の要請を踏まえ，県が事業主体となり「県営災害復旧事業」を実施することとした。その際，「なりわいの再生」に向け，以下の考え方の下に農地・農業用施設等の復旧・整備を進める。

①　早期の営農再開に向けて，国の災害査定が終了したところから順に，除塩を含め農地・農業用施設の復旧工事に着手

②　生産性・収益性の高い農業の実現を図るため，災害復旧と一体的に進めるほ場整備の導入を推進（図-2）

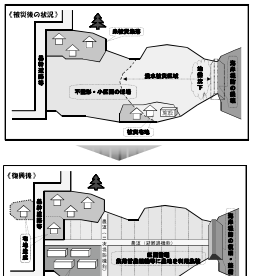


図-2　災害復旧と一体的に進めるほ場整備【イメージ】

２．農地海岸保全施設

①　被災した海岸の堤防復旧高さについては，数十年から百数十年に発生する頻度の高い津波を防ぐ高さとし，「岩手県津波防災技術専門委員会（委員長：堺茂樹岩手大学工学部長）」に諮ったうえで，海岸ごとに関係市町村及び地域住民に説明し，市町村からの意見を踏まえて決定した。

②　構造については，津波が発生し堤防を越流した場合でも，堤防が破壊，倒壊するまでの時間を少しでも長くする粘り強く壊れにくい構造上の工夫を施す。（裏法尻部に保護工を設置すること，裏法を緩勾配化すること，被覆工を厚くすること，部材間を連結し剥離しにくくすること等）

また，堤防に附帯する水門・陸閘の復旧については，緊急時の操作員の安全を確保するため，災害復旧事業等により遠隔操作化することとしている。

Ⅵ．災害査定

発災直後から，県営災害復旧事業を執行する沿岸部では，内陸部から職員を異動配置するなど体制の強化に努めた。しかしながら，膨大な災害復旧業務を本県職員のみでは対応しきれないことから，国や各県等に応援を要請した。おかげさまで，４農政局，北海道開発局及び30道府県から延べ148人の職員を派遣いただいた。

災害査定は，23年５月30日から12月22日までの期間，１週間を単位として23次，計51班の体制で行われた。延べ102人に及ぶ査定官（農水省），立会官（財務省）は，全国の農政局、財務局から派遣いただいた。査定結果は表-2に示す。

（単位 百万円）

工種	県全体			
	査定件数	申請額	査定決定額	査定率
農地	539件	12,354	10,467	84.7%
農業用施設	501件	4,661	4,047	86.8%
農集漁落排水施設	19件	506	494	97.6%
農地海岸保全施設	15件	19,155	19,252	99.0%
合計	1,074件	36,976	34,260	92.7%

表-2　災害査定結果【岩手県】

Ⅶ．復旧・整備の取組状況

膨大な災害復旧関連業務に対応するため，24年度の執行体制として，県では，①内陸公所からの職員のシフト，②兼務発令による用地・換地業務の支援，③横軸連携（盛岡⇒宮古，県南⇒大船渡）による設計書作成の支援，④登記嘱託員の確保、等々のできる限りの県内調整に取り組んだ。

それでもなお、本県職員のみでは対応が困難であることから，10道府県から常時18人の職員派遣をいただき，本県職員と一体となって執行体制を確保してきた。派遣元並びにお出でいただいた職員の皆さまには，重ねて御礼申し上げます。

【24年度派遣職員の状況】

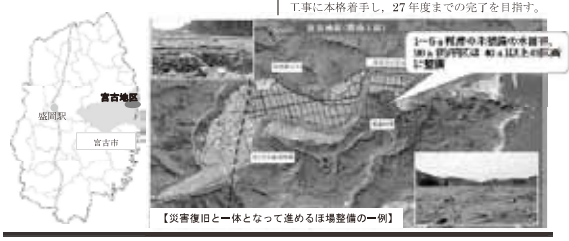
① 派遣人員	18人：技術職15人、事務職（用地・換地業務）３人 ※通年換算 【北海道、岩手県、静岡県、長野県、三重県、奈良県、大阪府、島根県、香川県、長崎県】
② 派遣期間	1年間（24年4月～25年3月）：地方自治法に基づく派遣
③ 派遣場所	①岸広域振興局 宮古農林振興センター（宮古市） 大船渡農林振興センター（大船渡市）
④ 業務内容	技術職員：各種協議調整、実施設計、設計積算、 工事発注、工事監督、計画変更　など 事務職員：法手続き、換地、用地補償　など

１．沿岸部

(1)　農地・農業用施設　被災した農地725haのうち，転用された農地を除いて復旧対象は717haとしている。そのうち，ガレキの仮置き場、まちづくり（土地利用）との調整，大量な客土が必要となるなど工事着手までに時間を要する地域及びほ場整備を検討している地域を除いて，災害査定終了後から順次，復旧工事に着手しており，25年春の作付時期までに259ha（全体の36%）の復旧を見込んでいる。

(2)　農地海岸保全施設　県内にある10箇所の農地海岸保全施設は，破堤や地盤沈下により全て被災した。これら被災した施設の復旧に向け，レベル２地震動による耐震照査を実施するなど，新たな設計方針を模索しながら，詳細設計を行った。

24年度内に、９海岸の復旧工事に順次着手し、うち１海岸は工事完了している。25年度は９海岸で工事に本格着手し，27年度までの完了を目指す。



【災害復旧と一体となって進めるほ場整備の一例】

(3)　災害復旧と一体的なほ場整備　整備にあたっては、多くの被災農家が仮設住宅や県内外に転居していること，避難生活のためまだ営農に意識が向いていないことなどから，地元の意向確認に時間を要した。その後，農家への直接訪問を行うなど地道に合意形成に取り組み、「東日本大震災復興交付金事業」などの導入を進め，24年5月末まで6地区10工区 443ha が採択された。24年度内に工区ごとに土地改良法手続きを了し，順次工事に着手している。25年度は全10工区で工事を実施予定である。

2.　内陸部

市町村が災害復旧事業の事業主体となり，国庫補助事業（農地等災害復旧事業）のほか，23年6月に創設した県単事業（小規模農地等災害復旧事業）などにより，復旧対象農地 473ha の全ての復旧が24年12月までに完了した。（残るため池等の農業用施設49か所は、25年の作付時期までに全て完了見込み）

Ⅵ．今後の取組

1．　執行体制の更なる強化

県は，平成25年を「復興加速年」と位置付け，基盤復興となる農地・農業用施設等の復旧・整備を加速化することとしている。25年度は予算執行がピークを迎えるため，マンパワーの確保に当たり，職員の異動配置等の県内調整を強化しつつも本県職員のみで対応できる範囲を大きく超えることから，引き続き農水省や全国知事会を通じて各県等に職員の派遣をお願いしている。

2.　業務推進上の課題と対応

被災地では、大規模な復旧・復興工事が同時期に輻輳することに伴い、技術者や労働者の確保、建設資材の確保、建設発生土の土量調整等が最重要課題の一つとなっている。そのため、施工確保対策に係る施策の調整、課題の解決策の検討、関係機関との連携等県全体で総合的かつ強力に推進する組織として「岩手県復旧復興工事施工確保対策連絡調整会議」を設置し、復旧・復興工事を円滑に進めていく。

Ⅶ．おわりに

東日本大震災津波の発生から2年が経過したが、岩手県の被災地では，今なお4万人を超える方々が仮設住宅などで不自由な暮らしを余儀なくされている。いまだ，多くの課題が山積しており，復興にはまだまだ時間がかかる。そのような中で，全国から数多くの励ましや御支援に後押しされ，復旧後、初の収穫を迎えた農地も出てくるなど，復旧・復興に向けて歩みを進めていることは確かである。今後は，技術的課題を検証しつつ，補完的な工事や経営体の確保・育成など，営農の継続に向けた様々な取組へのステージアップが必要である。



【山田町大浦（おおうら）地区】災害復旧後、初の収穫の喜びを大浦保育園の園児たちと



【陸前高田市竹駒（たけこま）地区】営農再開に向け着々と復旧が進む現場にて他県からの派遣職員の皆さんと

11　農村振興（平成25年３月）　特集 東日本大震災からの復旧･復興の取り組みについて
～東日本大震災から２年を経て～



東日本大震災からの復旧・復興の取り組みについて
～東日本大震災から２年を経て～

岩手県の取り組み



伊藤千一（いとう せんいち）
岩手県農林水産部農村建設課総括課長

本県の津波被災農地の復旧・整備に当たり、10道府県から延べ218人の職員派遣や多くの御心配、御厚情にいただき、誌上をお借りして心より御礼申し上げます。

本県では、平成25年を「復興加速年」と位置付け、基盤復興を推進することとしています。

農地・農業用施設等の復旧・整備については、迅速かつスピーディーな復旧を図るとともに、将来にわたって安心して営農ができるよう、地域の意向を踏まえ、災害に強い農地づくりを進めることとしています。

（一）農地・農業用施設の復旧状況

東日本大震災による本県の農地・農業用施設等への被害は、1万7000ヵ所、639億円と過去最大となる甚大な被害を受けていますが、内陸部では、復旧対象農地473haのうち、平成24年12月までに復旧しています。また、復旧対象農地717haのうち、非被災農地との一体的な区画整理や一市町の復興計画などの調整に時間を要する410haについて、平成25年11月末までに259ha（311haの83％）が復旧できる見通しです。

（二）農地海岸保全施設の復旧状況

本県には農地海岸が10海岸（総延長3・6km）あり、全ての海岸で、合わせて2・1km（総延長3・6kmの58％）が被災しています。

県が主催する「岩手県津波防災技術専門委員会（委員長：堺茂樹岩手大学工学部教授）」に諮り、関係市町村及び地域住民の意向を踏まえ、沈下した地盤のかさ上げや、津波の減衰効果を期待した粘り強い構造を組み合わせた海岸堤防の整備を基本とし、背後地の土地利用状況や海岸利用者の安全性、経済性、施工性、環境への影響などを総合的に勘案して、海岸ごとに復旧工法を決定しました。

現在、堤防の復旧に着手した海岸のうち、宮古市の一部海岸を除く全ての海岸で工事に着手しており、平成27年度までの完了を目指しています。

（三）施工同意の取り組み経過

沿岸部の農地・農業用施設等の復旧に当たり、とりわけ、津波の被害が甚大であった沿岸南部地域においては、関係農家の意向確認に時間を要するなど、関係農家数が200人以上にも上り、多くの被災農家が、点在する仮設住宅や県内外に避難していることから、把握に多大な労力と費やしました。

また、地域づくりの方向性を踏まえた総合的な整備を並行して進めた一東日本震災復興交付金一を活用した、ほ場整備を実施している10工区（平成24年5月末までに6地区10工区）のうち、被災農地222haについては、事業着手に当たり、宮古市摂待工区（平成24年10月に着工）の後、平成25年度には全10工区で着工、施工する予定です。

また、計画策定に当たっては、事業実施に向けた地元の合意形成を進めています。

③併せ行う土地整備の推進

沿岸部では、単なる原形復旧にとどまらず、地域づくりの方向性を踏まえた総合的な整備を並行して進めています。

平成24年5月末までに6地区10工区（422ha）、うち被災農地222haについて事業着手しています。宮古市摂待工区（平成24年10月に着工）の後、平成25年度には全10工区で着工、施工する予定です。

また、計画策定に当たっては、事業実施に向けた地元の合意形成を進めています。

（四）おわりに

東日本大震災津波の発生から2年が経過し、この間、復旧した農地で営農作業を開始された農家の方々からは、「希望の灯り」をともしながら被災地に寄り添って、三陸の復旧・復興に取り組む皆様の温かい御支援をお願いします。

希望郷いわて農業・農村復興の軌跡（仮称）編集委員会設置要領

第1　目的

本委員会は、農業農村整備分野における東日本大震災津波の発生から復興までの現地の状況や取組などをとりまとめ、今後、大災害が発生した場合の対応や取組の参考にする「希望郷いわて農業･農村復興の軌跡（仮称）」（以下「復興の軌跡」という。）を作成することを目的とする。

第2　業務

委員会は、その目的を達成するため次の業務を行う。

（1）全体構成の検討･調整

（2）復興の軌跡の内容検討･調整

（3）その他、委員会において必要と認められた業務

第3　構成

委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

第4　委員会の開催

委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

第5　オブザーバーの出席

委員長は、必要と認めるときは、委員以外のオブザーバーの出席を求め、説明又は意見、その他の協力を求めることができる。

第6　事務局

委員会の事務局は、農村計画課に置く。

第7　補則

この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、平成25年6月28日から施行する。

（別表）

委　　員

所　属	職　名	氏　名	備　考
農村計画課	企画調査担当課長	佐々木　忍	委員長
農村計画課	団体指導･国営担当課長	鈴　木　満	
農村建設課	農地整備担当課長	長　山　政　道	
農村建設課	水利整備･管理担当課長	澤　口　勝　彦	
岩手県土地改良事業団体連合会	農村振興部長	菅　野　昌　克	
岩手県土地改良事業団体連合会	事業調整監	生　内　修	

事　務　局

所　属	職　名	氏　名	備　考
農村計画課	主任主査	千　田　拓　洋	
農村計画課	主　査	菊　池　俊　次	

希望郷いわて農業・農村復興への歩み

～3.11東日本大震災津波から3年～

平成26年3月発行

企画・発行　岩　手　県　農　林　水　産　部

〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10番1号

編集・印刷　岩手県土地改良事業団体連合会



岩手県では、女流書家 金澤翔子様に揮毫いただいた
「三陸復興」をロゴにして、東日本大震災からの
復旧･復興の状況を情報発信しています。

金澤 翔子氏のプロフィール

1985年、東京生まれ。母と二人三脚で書道家の道を歩むダウン症の書家。
5歳のとき、母、金澤泰子（雅号･蘭鳳）に師事し、書道を始める。
2004年、19歳で雅号「小蘭」を取得。翌2005年、初の個展「翔子･その書の世界」を開催し、奇跡の天才書家として注目を集める。
その後、建長寺（鎌倉）、建仁寺（京都）など、多くの個展を開催し、人々に感動と勇気と希望を与えている。
2012年1月より放映されたNHK大河ドラマ「平清盛」の題字を書く。

希望郷いわて農業･農村復興への歩み

～3.11東日本大震災津波から3年～

平成26年3月

岩手県農林水産部